平成２０年第２回砂川市議会定例会

平成２０年６月１０日（火曜日）第２号

○議事日程

開議宣告

日程第　１　議案第　２号　砂川市文化財保護条例の制定について
議案第　４号　砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　１号　平成２０年度砂川市一般会計補正予算

日程第　２　一般質問

延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第　１　議案第　２号　砂川市文化財保護条例の制定について
議案第　４号　砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　１号　平成２０年度砂川市一般会計補正予算

日程第　２　一般質問

武　田　圭　介　君
吉　浦　やす子　君
中　江　清　美　君
一ノ瀬　弘　昭　君

○出席議員（１４名）

議　長	北谷文夫君	副議長	東　英男君
議　員	矢野裕司君	議　員	武田圭介君
	増田吉章君		飯澤明彦君
	中江清美君		吉浦やす子君
	一ノ瀬弘昭君		尾崎静夫君
	土田政己君		辻　勲君
	小黒　弘君		沢田広志君

○欠席議員（０名）

○議会出席者報告○

１．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長　菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長　佐藤正一郎
砂川市監査委員　奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長　曽我治彦
砂川市農業委員会会長　奥山俊二

２．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長　小原幸二
市立病院長　小熊豊
総務部長　善岡雅文
兼会計管理者
市民部長　井上克也
経済部長　栗井久司
建設部長　西野孝行
建設部技監　金田芳一
市立病院事務局長　小俣憲治
市立病院事務局審議監　佐藤進
市立病院事務局技監　中村俊夫
総務課長　古木信繁
広報広聴課長　湯浅克己

３．砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長　四反田孝治
教育次長　森下敏彦

４．砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長　中出利明

５．砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長　善岡雅文

６．砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長　栗井久司

７．本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長　角丸誠一
事務局次長　加茂谷和夫
庶務係長　佐々木純人
議事係長　石川早苗

開議　午前１０時００分

◎開議宣告

○議長　北谷文夫君　おはようございます。休会中の本会議を再開します。
本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第１　議案第２号　砂川市文化財保護条例の制定について
議案第４号　砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１号　平成２０年度砂川市一般会計補正予算
○議長　北谷文夫君　日程第１、議案第２号　砂川市文化財保護条例の制定について、議案第４号　砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１号　平成２０年度砂川市一般会計補正予算の３件を一括議題とします。
　予算審査特別委員長の報告を求めます。
　予算審査特別委員長。
○予算審査特別委員長　矢野裕司君　（登壇）　予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告を申し上げます。
　６月９日に委員会を開催し、委員長に私矢野、副委員長には吉浦やす子委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第２号、同４号並びに第１号の平成２０年度一般会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
　以上で報告を終わります。
○議長　北谷文夫君　これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。
　質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　これで予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。
　続いて、討論に入ります。
　討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　討論なしと認め、これで討論を終わります。
　これより、議案第２号、第４号及び第１号を一括採決します。
　本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
　ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第２　一般質問
○議長　北谷文夫君　日程第２、一般質問に入ります。
　質問通告者は６名であります。
　順次発言を許します。
　武田圭介議員。
○武田圭介議員　（登壇）　おはようございます。それでは、既に通告してありますように、大きく３点について伺います。
　大きな１点目は、砂川市における自殺予防対策についてであります。日本は、先進国の中でも自殺者が多いとされ、それを受け、平成１８年１０月には自殺対策基本法が制定されました。自殺対策基本法には、国及び地方公共団体はもちろんのこと、各事業者あるいは国民の責務として、それぞれがその立場に応じて連携した自殺対策に取り組むべきことが盛り込まれています。また、ことしに入ってからも、全国的に自殺が続くといった異常事態も起こりました。言うまでもなく、命は失うと取り戻すことができません。みずから命を絶つ方がいたとしても、その後には多くの方が悲しみ、傷つきます。
　そこで、以下、（１）として、自殺対策基本法制定前と制定後における自殺予防対策の現況について。
　（２）として、今後自殺対策基本法に基づく自殺予防対策にどのように取り組んでいくのか伺います。
　大きな２点目は、廃食油リサイクルについてであります。昨今の世界的な原油高騰に加え、環境問題からしても二酸化炭素の排出削減は世界的に大きな課題とされています。環境対策は一朝一夕には効果の見えないものでありますが、地道な努力を続けていくことが大事であると考えます。現在砂川市において、廃食油については各家庭において固めるなどの方法により可燃ごみなどとして出され、そのまま処分されていますが、もともとが油である廃食油をきちんとした処理を施すことにより各種燃料としての利用ができる技術が近年脚光を浴びています。もちろん原油高騰下の社会情勢にあっては、燃料としての利用そのものにも期待が高まりますが、油の再利用ということで環境対策の一環としても非常に有意義であると考えます。そのため、各自治体においても、大変注目されている取り組みと聞いております。そこで、廃食油リサイクルについて、砂川市としてどのように考えているのか伺います。
　大きな３点目は、砂川産のお米、さらにはそれを加工した米粉の利活用についてであります。お米に限らず、穀物にしても昨今は世界的に穀物不足が深刻さを増し、穀物不足の状況が続いています。そのため、日本農業全体にとっても追い風となり、国の農業政策そのものの見直しが図られようとしています。日本の食の安全と安定供給を確保する上でも、昔からの農業王国としてすぐれた農業技術を持っている北海道の復権が強く求められています。そこで、砂川市における農業とのかかわり合いとして、さきの３月議会でも取り上げた砂川産のお米についてでありますが、砂川産のお米は品質もよく、味もよいという評価がなされていると聞いております。砂川市における作付面積は空知管内の他市町と比較すると少ないですが、砂川産のお米についている付加価値をさらにＰＲすることによって、新たな砂川ブランド品の誕生と砂川農業の振興、もっと飛躍すれば地域の活性化にもつながるものと思われます。
　そこで、以下、（１）として、砂川産のお米のＰＲと米食普及の推進に向けて、行政の立場から今後どのような支援、取り組みを考えているのか。
　（２）として、米を米粉に加工することにより多種多様な用途に利用できる選択肢が拡大されますが、そういった米粉の普及推進活動について砂川市としてどう考えているのか伺います。
　以上のことをお聞きして、１回目の質問とします。
○議長　北谷文夫君　市民部長。
○市民部長　井上克也君　（登壇）　私から大きな１と２についてご答弁申し上げます。
　大きな１の砂川市における自殺予防対策についてご答弁申し上げます。初めに、（１）の自殺対策基本法制定前と制定後における自殺予防対策の現況についてお答え申し上げます。国においては、従前各省庁において自殺予防対策に取り組んでおりましたが、年間３万人を超える自殺死亡者を深刻に受けとめ、自殺の防止及び自殺者の親族などへの支援の充実等を図るなど、自殺対策の総合的な推進を目的に、平成１８年１０月に自殺対策基本法が施行され、平成１９年６月には自殺対策基本法に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針である自殺総合対策大綱を閣議決定いたしました。大綱では、自殺対策は家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携、協力を確保しながら、地域の特性に応じた施策を推進していくことが重要であり、都道府県及び政令指定市においてはさまざまな分野の関係機関、団体によって構成される自殺対策連絡協議会を設置し、地域における自殺対策の計画づくり等を推進することとなっております。
　本市では、平成１８年５月に作成した健康砂川２１計画において、心の健康づくりとして自殺者の状況と対策について明記し、知識の普及と滝川保健所が主催するこころの健康相談の周知、保健師による随時面接や電話相談で対応してきたところであります。自殺対策基本法の施行を受け、滝川保健所管内では平成１８年度から、行政、医療及び事業所関係者による自殺予防対策関係者学習会を開催し、地域の実態把握やうつ病の理解、対応、各部署の取り組み状況等を情報交換しながら対策について検討を進めているところであります。また、昨年１１月には、滝川保健所の主催によるうつ病、自殺予防講演会を地域交流センターゆうにおいて開催していただき、普及啓発を行うとともに、

今年度は相談窓口としてこころの健康相談の開催日を全戸配布の保健事業カレンダーに掲載するなど、市民周知を図ったところであります。
　続きまして、（２）の今後自殺対策基本法に基づく自殺予防対策の取り組みについてお答え申し上げます。自殺予防対策は、関係機関の連携のもと、総合的に対策を進めていくことが重要であることから、滝川保健所を中心に関係機関との情報交換、協力体制の強化を図るとともに、学習会への参加や講演会、シンポジウム等における積極的な協力を継続するとともに、国が重点的に取り組む９月１０日から１６日までの自殺予防週間の活動にあわせ、広報すながわに心の健康をテーマに記事を掲載し、市民周知を図ってまいりたいと考えております。また、心の健康について気軽に相談できる場として、滝川保健所が実施しているこころの健康相談の周知徹底とふれあいセンターで行う市民健康栄養相談等でもこの心の健康について対応しておりますので、この点につきましてもさらに周知を図ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、人命にかかわることであり、あらゆる機会を通じて普及活動や相談体制の充実に努めてまいります。
　続いて、大きな２の廃食油リサイクルについてご答弁申し上げます。現在本市におきましては、家庭から排出される使用済みの食用油、いわゆる廃食油は可燃ごみ等として焼却処分しておりますが、この廃食油を利用してディーゼルエンジン車用の燃料を製造することが可能であり、この燃料は軽油と比較して酸性雨の原因となる硫黄酸化物が発生しないことから、ごみの減量化、資源の再利用のほか、地球温暖化対策などを含め、議員ご指摘のとおり環境に優しい燃料として注目されているところであります。また、近隣市町の事例では、滝川市が平成１９年度から家庭や飲食店等から回収したてんぷら油を公用車両の自動車用燃料として活用を図っておりますし、テレビ、新聞などの報道によりますと全国的にも民間事業者の取り組みを含め、多くの先進事例が紹介されているところであります。本市におきましても、環境対策及びごみの減量化の推進のため、廃食油を有効活用する必要性はあるものと認識しております。このことから、どのような方法で家庭から排出される廃食油を安全に、かつ効率的に回収することができるか、民間事業者との協力関係のあり方などのほか、滝川市のように最終的に自動車燃料として活用する場合は廃食油を利用して製造される燃料の品質保持や寒冷時期の使用効率を十分検証するなど、先進事例の情報収集を含め期間を要することとなりますが、今後十分に調査研究を行ってまいりたいと考えております。
○議長　北谷文夫君　経済部長。
○経済部長　栗井久司君　（登壇）　大きな３の（１）についてご答弁申し上げます。
　初めに、砂川産米の生産、出荷状況における評価等についてご説明申し上げます。平成１９年産米の生産、出荷の実績では、需給調整により作付面積が４９５ヘクタール、生産数量４万３，２９６俵で、農業者と生産者団体のご努力により需給調整を行い、作付面積、生産数量ともに配分目標をすべて達成したところでございます。全道で米の作付を行ったのは９６市町村でございますが、平成２０年産米の市町村別の需要量を決定する手法に売れる米づくりに向けた産地の努力を評価して算定する方法を基本としております。砂川産米の評価ランクを申し上げますと、５段階に区分された最上位ランクの２２市町村のクラスに入っており、おいしい道産米の主流に位置づけられているところであります。評価項目には、生産力に関する区分として栽培適地の判断と安定供給を評価する収量の安定性についてと、商品性に関する区分は良質米への取り組みを評価する１等米比率についてと良食味米への取り組みを評価する低たんぱく比率についてであり、さらに販売力に関する区分を評価する産地指定比率についての４項目でございます。評価項目ごとの算定方法により、砂川市のお米が品質的においても総合的に優秀な成績であることは既に認められたところでございます。
　行政の立場から、上位ランクに位置づけされた砂川産米を特産品の一つとしてＰＲを行いたいのですが、１０キロ詰め袋、１０キロ袋詰めで販売するときには、砂川市と奈井江町の１市１町で生産されていることから、産地表示を砂川産米ではなく道産米として表示しなければなりません。新すながわ農業協同組合では、ライスターミナルで乾燥、調製、貯蔵された砂川市と奈井江町とが一緒になったお米を中心蔵米やパールライス、ＪＡ新すながわ米として販売、出荷しているところでございます。砂川産米の普及推進に向けては、現在一部の担い手農業者の生産集団の取り組みとして、市内販売店やインターネットで流通する砂川産ほしのゆめが販売されております。今後は、産地努力が適切に反映されるように、砂川市のお米の情報を消費者協会などに提供し、おいしいお米、売れるお米として消費拡大の支援を図ってまいりたいと存じます。
　次に、米飯普及の推進につきましては、砂川産米を含めた道産米の需要拡大に向けて、従来から学校給食への提供を行っておりますが、地産地消の一環として市立病院等の施設でも地場産の農産物使用の推進を図ってまいりたいと考えております。また、インターネットによる販売を実施している市内販売店や砂川市を紹介するパンフレット等へＰＲの掲載などに努めてまいりたいと考えております。
　次に、（２）についてご答弁申し上げます。新聞報道によりますと、４月に米穀安定供給確保支援機構が行った米粉向け米の一般競争入札では、小麦の国際価格の高騰により、代替品としての米粉の需要が強まったと報じられております。先般食料の安定供給の確保のあり方を検討してきた政府の食料の未来を描く戦略会議及び農業政策の当面の基本方向を示す２１世紀新農政２００８において、世界的に食料需給が逼迫し、穀物価格が高騰する中、国産農産物を消費することの大切さを国民に広く理解と共感を得るよう求めており、特に学校や家庭などの教育の場で食料と農業と命の大切さを子供と若者に具体的な形で伝えることが重要と指摘しております。農林水産省は、来年度から米粉の生産振興策として、小麦粉のかわりとしてパンなどに使用してもらうことで食料自給率の向上や主食用以外の米による生産調整の拡大、定着などに役立てることとしております。
　米粉の製粉技術の向上で、近年パンやめん、ケーキ、ビスケットなどさまざまな食品への利用の可能性が拡大され、民間での商品開発も進められており、製造業者の大半は、安く原料の米粉が供給されるのであれば利用したいとの意向が強くあります。一方、農業生産者側としては、米粉の落札価格、事例といたしまして１俵５，０００円前後の取引を参考にいたしますと、現在主食用米の生産者価格１俵１万１，０００円前後、小売価格１俵２万１，０００円前後との価格差を比べますと、米粉の増産には助成金を含めた国の支援が欠かせないため、新たな法律の制定やその価格差の保障となる制度改正が求められるところであります。これら問題点の解決には、米粉の需要量の正確な把握と農業者と製粉メーカー、米粉製品の製造、販売業者を結びつけた供給システムの構築及び農業試験場による米粉用向けの専用品種の開発が求められるところであります。砂川市としては、米粉利用の普及推進活動は当面の間、具体的な対策が示されるまで国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。
○議長　北谷文夫君　武田圭介議員。
○武田圭介議員　それでは、２回目の再質問を行わさせていただきますけれども、まず最初の自殺予防対策との関係なのですけれども、これは先ほども言いましたように、日本は非常に先進国の中でも自殺者が多いということで、平成１９年の全国の自殺者数というものがつい先日発表されたわけですけれども、３万７７７人、２年ぶりに３万人超えをしているという状況なのです。一方、比較して明確にわかりやすくするために、交通事故死者数というものを、平成１９年のデータですけれども、これが５，７４３人なのです。交通事故死というのは、多くの方が望まない死であるわけですから、しかも交通事故の場合は５４年ぶりに５，０００人台で、７年連続減少していると。こういったことを考えると、やはり何らかの対策が必要ということで、国もそういった批判を受けながら、平成１８年１０月には自殺対策基本法を制定してきたわけでありますから、もっと、法律を読む限りでは、地方公共団体としか書いていないです。これは、一般的にいえば政令市や都道府県の話なのでしょうけれども、例えば北海道の出している国、都道府県、市町村との連携イメージ図といいますか、そういったものが北海道のホームページで出ているのですけれども、もっと大まかな計画の策定とかは国なり都道府県なりが行って、現場の窓口でいろんな相談業務を行っていこう

と。もちろんそれには専門の人を配置できれば一番いいのでしょうけれども、それには当然予算的な制約もありますし、専門の方の訓練、訓練を受けた方を置くというのはまた時間のかかる話でもありますから、なかなか難しいのかなというふうに思うわけであります。

そこで、砂川市として一体どんなことができるのだろうかということで、他市の参考事例を３例ほど先進的な事例を挙げたいと思います。まず、１つは、宮崎県の都城市というところでは、先ほどご答弁にもありましたけれども、大体秋口に自殺予防週間というものが毎年行われます。そこで、都城市は、自殺予防週間にあわせてのパネル展や各種相談窓口の周知などをキャンペーンとして行っていると。こういったようなことを例えば砂川市なんかでもできるのではないかなというふうに思いますし、また京都府の京丹後市というところでは、関係諸機関１６団体と連携した相談窓口の周知、この関係諸機関というのは、例えば警察署ですとか、町内会ですとか、労働基準監督署ですとか、法務局ですとか、いろんな公的な機関、民間団体、さまざまなものがまじって情報交換をしているわけなのです。こういったものと連携した取り組みということも今後ますます必要となってくると思います。これは、いきなり他の機関、外部の機関となかなか連携をするといっても、今まさに端緒で取っかかりのところですから、なかなか最初は難しいのかなと。

であるならば、ここで質問なのですけれども、まずは砂川市の機構の内部として、例えば同じ市民部の中に市民生活課というものがありまして、いろんな各種相談を受けていると。自殺の原因には、もちろんストレスのようなものもありますけれども、例えば家族の問題、それから金銭的な問題、こういったことというのはなかなか家族や友人には相談しづらいこともあるわけですから、そういった市役所内部での連携を通じてでの相談窓口を設けるようなことを考えられないのかというようなことが１点です。それから、もっと発展すると、先進事例としては神奈川県の平塚市で２００７年の１２月に全国初の自殺対策基本条例を制定いたしました。正式名称は平塚市民の心と命を守る条例というものでありますけれども、なかなかこの条例化というのは、当然自殺予防対策に講じるための予算措置というものも必要となってきますから、これは一概にはすぐ制定するということはできないのでしょうけれども、大きな大局的な観点に立って言えば、将来的にはこういった条例の制定も必要となってくるのかなというふうに思いますので、こういったことについてのお考えをお聞きしたいということです。

それから、２点目の廃食油の利活用の関係に移りますけれども、今ほど答弁の中でもありましたけれども、この近隣ではお隣の滝川市でバイオディーゼルの公用車の燃料としての再利用がなされております。これも滝川の方に聞きますと、普通の軽油と遜色なく、燃費も非常によく使えるということで、再処理の手間もそんなにかからないというような話でありました。ただ、いきなり事業化というのは、確かになかなか難しいのかなというふうに思いますから、まずは市民の皆さんに環境に対する意識を強く持ってもらう、将来的にはこういった公用車なり、民間の車でもいいのですけれども、バイオディーゼルを使っていただけるようなところまで持っていければ一番いいのです。

ただ、その前段階としまして、例えばこれも先進事例を２つ挙げますと、一番環境対策として市民に身近に入っていきやすいのは、まずこの廃食油を使っての石けんをつくってみると。これを埼玉県の鶴ケ島市というところで市の職員の方が指導しながらつくっているということなのです、市民の方に指導して。これは、まず市民の方に、廃食油がこんなものにリサイクルできるのだという環境に対する意識を目覚めさせようという取り組みらしいのですけれども、そういったこともありますし、または東京都の稲城市というところでは廃食油を農作物用の堆肥に利用しているというようなこともあります。まずは、こういった取り組みを通じて第一義的にはやはり市民の皆さんに環境に対する関心を、その認識を高めていただくという取り組みが非常に必要になってくると思うのですけれども、そういった廃食油の利活用、燃料を最終的な目標と言えばおかしいのですけれども、それに行く前段階としてそういった砂川市として市民の環境意識向上のための施策、そのためにふだん何げなく使って、そのまんま捨てている廃食油の利活用ということについての取り組み、これを何らかの形で具体化できないものなのかどうかというようなことを再質問としてお伺いいたしたいと思います。

それから、大きな３点目の米粉のほうでありますけれども、今先般ご答弁もありましたけれども、砂川産のお米は非常に品質もよく味もよいという高評価をいただいております。昨年の中国のギョーザ問題に端を発して、非常に今日本人の方が食の安全というものに対して強い関心を示していると。そうであるならば、生産者の顔が見えて安全な食べ物をつくっている日本の農業というものがやはりまた見直されてくるのかなというふうに思うのですけれども、先ほど１回目の質問でしたように、砂川市自体としては市域も狭いわけですし、作付面積もそれほどあるわけではありません。ですが、これは物の考え方なのですけれども、作付面積が小さいからこそ、そこで高付加価値のものがつくれるのではないのか、他と差別化を図って、新たな砂川の特産品としてのブランド米、先ほどは生産者団体さんの関係のほうでなかなかちょっと難しい話もあるのではないのかなというようなご答弁もありましたけれども、最初からあきらめてしまうのではなくて、行政としてせっかく砂川をもっともっと売り込んでいくチャンスでもありますし、今またことしの来月にはサミットも開かれますから、そういったことに便乗しての砂川のＰＲとして、砂川にはこういうおいしいお米もあるのだと、新たな産物として、我々身近にいるから気づかないかもしれませんけれども、実はこんなものも名産品にできるのではないかというようなことを初めから可能性を排除してしまうのではなくて、もっと考えられないのかなというようなことについてどうお考えになるかということをお聞きしたいのと、それからこれはもっと大上段の話になりますけれども、今国のほうでいろんな日本農業の見直しについての補助金メニュー等を考えていると聞いております。その中で、先ほどの答弁にもありましたように、小麦の価格が非常に上昇していると。事実オーストラリアから、日本のカップラーメン等に使われる小麦はもう輸出できないというふうに言われているとも聞いております。その中で、米粉の利活用に今非常に注目が浴びているのですけれども、昔のように製粉技術も悪いというものではなく、製粉技術もすぐれたものになりましたし、そういった製粉機も価格が大分安くなってまいりました。それから、米粉でつくった食べ物についての味もいろいろと研究されて、非常においしいものができるようになってきたと。そこで、例えば砂川市内には製めん業者さんもありますから、米粉を使ったパン、お菓子はもちろんのこと、米を使っためんとかという可能性も十分考えられると思うのです。

これは、新潟県の取り組みなのですけれども、Ｒ１０という何か、正式名称はちょっとわかりませんけれども、Ｒ１０というような取り組みをしている。ＲのＲはライスのＲです。１０というのは１０％。小麦と米粉をまぜ合わせることによって小麦の価格上昇によるコストを軽減しようという取り組みなのですけれども、こういった米粉でつくっためんができますと、それを学校給食なり、先ほど市立病院のほうの給食の話もされていましたけれども、地産地消ということでコスト的にも下げることができるのかなと。このまま世界的に穀物がどんどん高騰していきますと、なかなか安定した供給というのも難しくなってきますし、そういった米粉をせっかく行政の機関で消費できる、大きく消費できるところを持っているわけですから、そういった取り組みというのはもっともっと生産者の方とか生産者団体に行政のほうから働きかけてもいいのではないかと私は思うのです。その辺の取り組みについて、ちょっとどうなのかということを再質問としてお伺いいたします。

○議長　北谷文夫君　市民部長。

○市民部長　井上克也君　ただいまご質問では、自殺予防対策ということでは市内部でもってそういった連携を図ることができないかという点と、それから条例の制定というのも検討すべきでないかということでございましたけれども、若干その辺についてご答弁を申し上げますけれども、前段交通事故の関係のお話がありましたけれども、議員おっしゃるとおり、交通事故死、これにつきましては最も多い時期というのは昭和４５年、４６年あたりで、全国でいいますと１万６，７６５名という数字が出ています。それで、では今現在どういう状況かといきますと、昨年の関係では５，７４３人ということですから、やはり交通事故の例１つとりましても、そういった国、都道府県挙げた、そういった全国的な取り組みがこういうように交通死亡事故死の減少につながっているのだろうと思います。そのよう

なことから申し上げますと、確かに自殺者につきましては平成１０年より３万人を超えるような状況ということで今も続いているというようなことですから、これにつきましても国、都道府県を中心とした、そういった全国的な取り組みということがやはりその減少策ということになるのではないかなと考えてはおります。
　そのような中で、北海道といたしましてイメージ図というのもございましたけれども、北海道といたしましては、この自殺対策につきましては事業といたしまして企画の立案、調査研究のほか、普及啓発、早期発見あるいは関係者とのスキルアップ、そしてまた危機介入、相談対応、医療機関への紹介という４つの事業が組まれております。そこで、北海道の考え方として、それでは市町村にゆだねる事項としてはどんなことをイメージとして想定しているのだろうということでいけば、市町村につきましては、ストレスクーリングというようなことで、住民健診等でそういった心の病等を相談、把握をしてはどうかと、もう一つは予防講習会と講演会等を開催する中で、そういった知識の啓発に努めてはどうか。この２点が挙げられています。もう一点は、市町村としては保健センターにおける健康相談窓口、こういったものを展開してくださいというような、市町村にある程度こういうイメージで進めてくださいということで主体となる北海道での取り組みということで市町村に協力を求めています。
　そこで、お尋ねの市内部での調整ということでは、お話ありましたとおり市民部の市民生活課、ここでは市民相談業務を担っております。中には、先ほど議員おっしゃったとおり、金銭の問題あるいは家庭の問題等の相談も受けます。そういった相談を受ける中で、当然精神的にやっぱり何か悩みがお持ちの方、そんなようなことも恐らく担当としては気づくような機会もあるのではないかなというふうに思います。そういうときには同じように市の機構として当然市町村の窓口で対応してくださいよという。ふれあいセンター、ここには保健師が配置されておりますから、そういう意味では連携としましてはそういった相談業務の中で、精神的に、あるいは心の病というようなものが感じられましたら、ご本人にも相談する中で、ふれあいセンターではそういった心の相談、こころの健康づくりということで相談をいろいろ受けていますよというようなお話をしながら連携していく必要もあるのだろうなというふうに考えております。
　それから、もう一点、先進事例といたしまして神奈川県の平塚市というところの事例があって、条例を制定しているよというようなご紹介もありました。こういうふうに本当に先進的に市町村みずから取り組んでいるところもあるのでしょうし、またご紹介ありました宮崎県、ここは県下の市町でそれぞれ自殺予防というようなことで取り組んでいる事例も承知してございます。そのほかのこともございますけれども、いずれにしてもその条例の制定という前に、先ほど言いました国、北海道、そして市町村、特に主体的には法律、それから大綱で申しますと都道府県の役割というものが大きくなっておりますから、その辺の連携の強化を図るとともに、国、道からの指示事項について着実に実行して、そして連携をし、検証していくというようなことに今後この対策としてはなるのだろうなというふうに考えておりますので、今現在この自殺に限った対策に限った条例の制定というのは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。
　続きまして、廃食油の活用の関係で砂川市の施策として、お話ありましたとおりあくまでも環境に対する市民の意識、あるいはその関心を高めるというような観点から施策はないのかというお話でございます。何か具体的に策、講じれないかというお話でありますけれども、環境対策ということでいけば、市民の方に意識を持ってもらう。幸い砂川市民の方々につきましては、かなりごみの減量化に意識が傾いている、高まっているというふうに考えておりますけれども、いずれにいたしましてもこの廃食油についてはごみの減量化あるいはリサイクル化、資源化ということもございますし、また環境対策ということでいけば二酸化炭素の抑制という観点もございます。そういった意味では、市民の方々にその有効性というものも当然また周知もしていきたい。また、さらに認識も高めていただきたいと思いますけれども、いかに回収して、いかにリサイクルをするのかということが廃食油の活用ではなかろうかなと思います。そういった意味では、やっぱりルールを１つ確立する必要があるのだろうと思います。いかに回収して、いかに資源化を図るのかというルールを確立すると。そういう意味では、１回目ご答弁で申し上げましたとおり、少々時間を要しますけれども、十分この辺の検討を進めていきたいというふうに考えております。
　なお、お話もありましたとおり、廃食油につきましては燃料という活用もありますけれども、ご発言ありました、ご紹介ありました石けんというようなことからいけば、ただいま事業系のごみ、その中での市内の廃食油の扱いでありますけれども、ここにつきましてはそれぞれ民間の事業者、これは市外にいろいろあるのでありますけれども、そういった事業者が油に限っては回収をしていって、現在は無料で引き取るそうであります。そして、何に活用するのですかというお話の中では、石けんの原料に使うというようなお話を聞いています。そういう意味では、石けんあるいは燃料というような活用があるのでしょうけれども、いずれにいたしましても先ほど言った回収と再利用、そこに少々時間を要しますけれども、十分研究をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
○議長　北谷文夫君　経済部長。
○経済部長　栗井久司君　それでは、ご質問の砂川産米を利用した高付加価値をつけた新しい商品開発ということのご質問でございますけれども、農林水産省と経済産業省では、地域経済の活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業の３業間での連携を強化し、相乗効果を発揮していくことになるような法的な枠組みとして、農商工連携促進法というのが５月１６日に制定されたところでございます。主に経営資源となる地域の農業生産物を利活用した新しい製品開発につきましては、１次産業の農業者と２次産業の製造業者と３次産業の小売販売業者の連携が必要でございます。これらの販売戦略を考えると使途したものが異業種交流と呼ばれているものでございます。従来は、収穫されたお米を初めとした農産物はそのまま市場に運んで生鮮食料品として消費者の皆様に供給してきたところでございますけれども、新たに２次、３次産業の中小企業者と１次産業の農業者との連携による事業活動を促進して、地域における産業集積の形成と地域活性化を図るということが考えられておるわけでございます。新たな法制度も制定されたことですから、地域に根差した多くのビジネスチャンスととらえて、地域活性化を図ってまいりたいと考えております。具体的に申し上げますと、本年秋に北海道産業経済局と共同でイージーオーダー説明会、相談会と申しまして、砂川の農業生産物の担い手であります新すながわ農協青年部の方々と、新しい商品開発を検討していただける工業関係者と、同じく小売販売をしていただける砂川商工会議所青年部、砂川青年会議所の方々をお招きして説明会、相談会を砂川市の地域交流センターで開催する計画を現在北海道経済産業局に実施要望を提出し、本年秋ごろの予定で開催することになってございます。その内容は、経営支援の分野の中の異業種交流となる農、商、工の連携促進に関する具体的な支援策の内容の説明を受け、経営相談に応じるものでございます。
　２点目の行政側の役割と申しますか、新商品開発を推進する立場として行政の役割でございますけれども、異業種交流により１次、２次、３次産業の意欲的な経営者が地元農産物を利用した新しい商品、製品開発の業務提携の話し合いを行えるような場所の提供をすることと、いわゆる補助メニュー、補助事業制度の説明や業務提携などのきっかけとなる相談会などを開催することが行政の推進する立場ではないかと考えているところでございます。そこで、それぞれの経営者の方々が協議などが行われ、そして業務提携などが実現されて、新しい商品、製品販売戦略におきまして価格の設定だとか収支、それら経営上の利益など、こういう詳細な協議などを行って、それぞれ民間事業者間におけるもうかる経営の理論でそれぞれそろばんをはじいていただいて、協議検討していただければと考えるところでございます。
○議長　北谷文夫君　武田圭介議員。
○武田圭介議員　それでは、３回目の質問をしますけれども、まず１点目の自殺の話であります。なかなかこういう自殺というのはマイナスの大きな話で、一般質問というのも余りなじまないのかなというふうには思うのですけれども、やはり今まで答弁の中にもありましたけれども、この砂川市においても実は交通事故者数よりも毎年のように自

殺者が出ているという現状があります。一番新しい北海道の資料で見ますと、平成１８年のデータでありますけれども、交通事故死者数が２名であるのに対し、自殺者は砂川市内９名おりました。砂川の発行している健康砂川２１という資料があるのですけれども、この中の平成１１年から１５年までの５年間の自殺者の状況でも３３名の方がお亡くなりになっているというような状況もあります。もちろん、ちょっと年がずれてしまって、具体的な数字は出せないのですけれども、ほかの交通事故死者数が、この期間のが大体２０名もいっていないのです。そうすると、やはり市民の方が、先ほども言いましたように交通事故というのは多くの場合は望まない死が多いのですけれども、みずからの意思でみずからの命を絶ってしまっているという非常に悲しい現状もあるわけですから、あえて一般質問でこれを取り上げたのですけれども、ことしに入りましても、ちょっと調べてみますと交通事故死者数というものは今のところ砂川市内では発生しておりません。ですが、これももう報道であったように、４月ごろには実は砂川市内において若い方がみずから命を絶たれたというようなこともありました。そういったようなことも受けまして、法律のほうも平成１８年の１０月にできたわけですから、今いろんな答弁をいただいて、ほかの外部機関とも連携しながら自殺対策に推進してまいりたいということなのですけれども、何か具体的な事業をやれとかという話ではなく、市長、やはりこれは同じ砂川市の住民がこういったような形で命を失うというのは、私は本当残念なことだなというふうに思いますので、もし何か今までのやりとりを聞いて感じることがあれば、お話をしていただきたいなというふうに思います。

それから、廃食油のほうでありますけれども、こちらは先ほど石けんの利用、それから堆肥としての利用あるいはバイオディーゼルとしての燃料としての利用というようなことを３つ先進事例として挙げましたけれども、お隣が一番わかりやすいので、滝川市の例を出すと、バイオ燃料として公用車に使っているのです。始めた当初は１台でスタートしたものが現在６台になっているといいます。ですので、先ほどこちらのほうではほかの課との連携、ほかの部との連携という話もしていなかったのですけれども、今後公用車を買いかえるときには、例えばハイブリッド車にして、そういったバイオディーゼルが使えるような、バイオ燃料ですか、それが使えるようなものにかえていく必要があるのかなと。原油の高騰も世界的な話で、砂川市単独でどうにかなる話ではないのですけれども、ただこのままどんどん、どんどん上昇していくことは、先行きが見えない中で、やはり砂川市としてそういった取り組みを部と課を超えての連携というものがこちらのほうも必要になってくると思うのです。それと、もう一つは、市民の方に対する環境意識の高まりを上げていくための周知活動、啓発活動というのは当然ながらしていかなければならないことなのですけれども、これも最初はイベントみたいなものでいいわけですから、もしそういったようなことができるのであれば、いろいろといろんな各種団体と協力しながらやってみてはいかがかなというふうに思いますので、その２点です。まず、１点目は、部課を超えて環境対策、省エネ対策、例えば具体的に言えば公用車の利用等について使えないのかということと、環境対策、市民向けの環境啓発活動については各種団体と協力しながらいろんなイベントが開けないのかというようなことをお聞きします。

それから、３点目の米粉のほうなのですけれども、いろいろと米粉の利活用については大分大きく報道されまして、けさの日本農業新聞の中でも、これは生協さんの話なのですけれども、生協さんが全道で米粉パンを販売しようと、米粉の消費拡大にどんどんつなげていこうというような取り組みを実際にやっているわけです。こういったものは、何度も繰り返しになりますけれども、第一義的には生産者団体である農協さんとか生産者である農家の方が考えることなのでしょうけれども、やはりせっかくこんな追い風になっているときに、いろいろとまだ国の動向を見て云々というよりは実際に行動を起こして見ると、いろいろと情報収集することも大切ですけれども、場合によっては原課の方が各農家を回って、こんな話もありますよというようなことをお知らせして回るようなこと、そういった取り組みを続けることによって砂川市全体において、もっともっと砂川さんのお米おいしいのだから、使っていこうと、そういった運動を旗振り役としてやっていけないものなのかどうかというようなことをお聞きします。

○議長　北谷文夫君　市民部長。

○市民部長　井上克也君　砂川市における自殺の現状というお話ありましたけれども、これらの数字につきましては、確認しましたら、やはり検案等も含めて警察署のほうから道のほうへ報告をしているというような数字でございます。そのような中で、お話ありましたとおり、健康砂川２１、ここでは平成１１年からの５年間で３３名ということでございます。また、１６年、１７年、１８年、これまた調べますと、この３年間でやはり市民の方１７名というような数字でございます。いずれにしても、これらの痛ましいそういった事件、事故等がないようにやはり努めるべきだと思いますけれども、法律があって、国のほうでも大綱を策定いたしました。先週土曜日のラジオの報道なのですけれども、内閣府のほうでコメントを出したというようなラジオ報道がされていました。そこの中なのですけれども、大綱をつくって国として１年経過したけれども、相変わらず自殺者数が減少しないと、さらには未遂で終わった方が再度また自殺という行為に出ると。やはりこういうことではいかない、いかぬというようなことで、国のほうも特に地方公共団体と警察と病院が連携をさらに深めると、こういうことをまず進めるべきだというようなコメント出しています。その中で相談活動と啓発活動の充実をさらに図るのだということでありますから、ただいまそんなこともあって、砂川市としてということもありますけれども、国の考え、そして先ほど言いました道の推進するイメージとして市町村は何をすべきかということでいけば、やはり相談と周知、啓発だということでございますから、これを着実にまず実行していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、廃食油の関係では、部課それぞれにおいて連携をとれないかというようなことでございますけれども、市役所内部でいいますと、公用車のお話もありましたけれども、公共施設でそういった食用油を扱うところもあります。そういう意味で、まず公的な部分で一体どんなような方法があるのか、ご答弁申し上げましたとおり回収と、そしてリサイクル、再利用、どうあるべきなのか。それから、２点目の市民の方々にそういったイベント等を通じて環境対策ということで意識を高めてもらうという取り組みはどうかということありましたけれども、市民の皆様に対しましても環境問題、これは北海道洞爺湖サミットがことし行われるということで、いろんなことで報道されておりますけれども、市民の方々の関心もかなり高まっているのだろうと思います。そのようなことから、北海道といたしましてもいろんな進め方、それらについていろいろ検討しているようですし、当然市町村にも連携した形で取り組み要請があるものと思っています。息の長いそういった活動になると思いますけれども、いずれにいたしましてもそういった、議員さんおっしゃるとおり各種イベントの中でそういった環境の関係、そういった取り組みも若干含むようなことができるかどうか、そんなことも含めて十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長　北谷文夫君　市長。

○市長　菊谷勝利君　（登壇）　なかなか難しい問題で、即対応して自殺者が減るというようなものではなくて、なかなか複雑多岐にわたっての自殺に至るのだろうと思うのであります。砂川市は、今日まで福祉対策に対する相談業務を充実しながらまいっているわけでありますけれども、結果的にはそういう悩める相談の中から、やはり自殺に追いやるということは多いのではないだろうかなと。したがって、より相談業務の内容の分析をしながら、より充実を図りながら、何とかケアをしていかなければというふうに思っておりまして、今市民部長がおっしゃったように、関係機関とより相談を含めながら相談業務の充実に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長　北谷文夫君　経済部長。

○経済部長　栗井久司君　最近の米粉の市場取引価格を参考で申し上げますと、米粉１俵５，０００円前後と、国際的に小麦の価格が高騰したといっても、輸入される小麦粉が現在１俵４，０００円程度の差でございまして、依然とまだ米粉との差はあるわけでございますが、現在砂川市の農業生産者の方が主食用のお米を生産者価格で申し上げますと１俵１万１，０００円前後と、これらの価格差の問題がございまして、これらの解決には生産者と加工及び流通

業者の連携体制の整備など、国が継続的に支援できるような新法の制定が求められるのでないかと考えております。生産者側としては、現在の価格、米粉の売り渡し価格では余りにも安い価格でございますので、当然経営は成り立っていかないかと考えております。砂川市といたしましては、異業種交流という形を開催いたしまして、新しい商品開発に取り組むということで国の補助メニューなども説明を行いながら、農業振興も含めて地域の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。
○議長　北谷文夫君　１０分間休憩いたします。
休憩　午前１１時０２分
再開　午前１１時１２分
○副議長　東　英男君　休憩中の会議を開きます。
　休憩前に引き続いて一般質問を続けます。
　吉浦やす子議員。
○吉浦やす子議員　（登壇）　通告に基づきまして、質問します。
　大きな１番、学校の耐震化の推進について。学校施設は、災害時において児童生徒の安全を守ることはもとより、地域住民の緊急避難場所となる、避難場所になることから、その耐震化は極めて重要な課題であります。文部科学省の発表によると、平成１９年４月１日現在で耐震性の確保されている施設は全国の公立小中学校で全体の約６割にとどまっています。砂川市においても、緊急避難場所の７カ所は学校となっており、そのうち耐震診断を必要とする学校は３校あります。今まで学校施設の耐震化が進まない理由は、自治体の厳しい財政事情が要因となっていましたが、今国会で国の補助率を現行の２分の１から３分の２に引き上げる審議が行われ、自治体の負担が軽減されるという報道がありました。先日の中国四川省での大地震では、多くの子供の命が失われていますが、地震はいつ起きてもおかしくない状況にあります。当市においても、児童生徒の安全を守り、市民が安心して暮らせるためにも学校の耐震化は急がねばならない課題だと思いますが、今後の計画について伺います。
○副議長　東　英男君　教育次長。
○教育次長　森下敏彦君　（登壇）　ご質問のありました学校の耐震化の推進についてご答弁を申し上げます。
　学校施設については、子供たちの教育施設であると同時に、地域住民にとって最も身近で、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される地域コミュニティーの拠点施設としての機能を有する重要な施設であります。また、地震等の非常災害時には避難場所として利用される地域の防災拠点としても重要な役割を担っていることから、十分な安全性、防災性を備えたものでなければならないと認識しております。ご承知のとおり、現在当市には小学校５校、中学校２校があり、このうち今後耐震診断を実施しなければならない施設、すなわち建築基準法による耐震規定が強化された昭和５６年６月１日以前に建設された施設は、校舎、体育館を合わせて小学校２校６棟、中学校３棟となってございます。現在小中学校７校の校舎、体育館を合わせて２５棟あることから、当市の学校施設の耐震化率については６４％となっております。文部科学省の発表では、平成１９年４月１日現在で耐震性が確保されている公立小中学校の施設は全国で５８．６％、北海道で４４．８％、空知管内では３８．５％にとどまっております。学校施設の耐震化の必要性は以前から指摘をされており、耐震化を進めるため、文部科学省では本年度学校耐震化工事のために約１，１５０億円を予算計上しておりますが、現行の耐震補強で、現行の、失礼しました、現行耐震補強で２分の１となっている国庫補助率では自治体の負担が大きいため、学校施設の耐震化がなかなか進んでいないのが現状であります。先日の中国四川省大地震で多数の校舎が倒壊し、子供たちが犠牲になったことをきっかけに、国において大規模地震で倒壊のおそれが高い校舎の耐震化工事の補助率を引き上げる論議が加速をし、今国会で耐震化工事の補助率を現行の２分の１から３分の２に引き上げるなどの地震防災対策特別措置法の改正案が提出され、衆議院で可決されるとともに、本法案に関連して総務省においても地方負担を軽減するため地方財政措置を拡充する方向で検討されていると承知しているところでございます。
　ご質問の今後の計画といたしましては、現段階においては平成２０年度から２７年度までの８年間を期間とする砂川市耐震改修促進計画が策定されており、計画に基づき耐震診断の実施を必要とする施設３校９棟について耐震診断を実施し、その結果を踏まえ、平成２３年度からの砂川市第６期総合計画の中で耐震化工事を実施する計画となっております。委員会といたしましては、今後の国の動向を注視し、地震防災対策特別措置法の改正案並びに地方財政措置の詳細な情報が確定した段階において、国庫補助の有効活用を図り、耐震診断を実施し、その結果をもとに必要な耐震化工事を実施できるよう関係部局と協議検討を進めたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。
○副議長　東　英男君　吉浦やす子議員。
○吉浦やす子議員　では、２回目の質問をさせていただきます。
　学校は、子供たちにとって一日の多くを過ごす学習と生活の場であり、地域住民にとっては災害の緊急避難場所となります。こうしたことから、校舎や体育館など学校施設を大きな地震にも倒壊しないようにしておくことが今大事だと思います。数年前に私も各砂川市内の各小学校、中学校を１軒１軒、１校１校調査をしたことがあります。それは、北海道で十勝沖地震や釧路沖を震源とする地震が相次いで起きた、その次の年、平成１７年だったのですけれども、災害の避難場所になっている小中学校を訪問しまして、耐震化となっているかどうかとか、避難場所としての整備がされているかということを調査したことがあります。その調査の内容は、各学校が物資が運ばれてきたときに備蓄するところはあるだろうかということとか、また冬にもしか地震があった場合にストーブは使えるだろうか、そういうこととか、細かいことを１校１校調査して回ったことがあります。ほとんどの学校では、やはり冬に地震があるとストーブが使えないということで不安を訴えておりました。それから、地震があって、地域の人が避難したときに物資を置くところも決めていないという、そういうところも多かったです。それで、市内のある中学校の校長先生が身内で大きな地震の被害に遭ったことがあるという経験がありまして、すごく不安なことを訴えておりましたが、学校が耐震化になっているかどうかということと、それから地域の方が学校に避難してきたときに、マニュアルがあるのだけれども、そのとおりできるかどうかという、そういう不安なども訴えておりました。また、その校長先生は、道内にその当時活断層について、いろいろ地震が多かったので市民の方もすごく関心持っていましたけれども、道内に分布する活断層については生徒に教えておきたいというふうにもその校長先生は言っておりました。砂川に被害を及ぼすことが想定される活断層は、どのようになっているかということを生徒に教えておきたいというお話もされておりました。そういう学校の中の避難場所としての整備を整えていくこともちろん大事なことではありますが、まず学校自体が耐震化になっていないということがその前に大きな問題になると思います。先日の中国の四川省の大地震では、学校の倒壊で多くの児童生徒が生き埋めになりまして、死亡した教員と生徒が全部の犠牲者の１割を超えるというふうに聞いております。
　こういうことを教訓に、このほど国会で公立の小学校、中学校の耐震化を大きく推進するために、地震防災対策特別措置法が委員長提案による議員立法で改正することが合意され、衆議院で可決されております。この改正案のポイントは、３つあります。耐震化工事の補助率を、今ご答弁にもありましたけれども、現在の２分の１から３分の２に引き上げるということ、それから２番目に交付税措置も拡充する、３番目に耐震診断の実施、結果の公表も自治体に義務づけるという、そういうポイントがあります。ポイントが３点あります。文部科学省では、危険性の高い校舎を今年度から５カ年計画で耐震化させる計画で、今年度の予算には学校施設整備費として約１，１５０億円の予算を計上しております。また、そのときに渡海文部科学大臣は、５年間の計画と言っていましたけれども、この期間を３年程度に縮めたいとも言われております。今まで自治体で、自治体の不安が大きいために学校施設の耐震化がなかなか進んでいなかったわけですけれども、この改正法案が成立すると約、自治体の負担が１割の負担になります。今まで

にないチャンスだと思います。教育委員会としては、今答弁にもありましたけれども、平成２０年から２７年の８年間を期間として砂川市耐震改修計画に基づき、耐震診断の実施、その結果を踏まえて平成２３年から砂川市の第６期総合計画の中で耐震工事をする計画となっているという答弁をいただきました。そして、国の動向を見ながら、地震対策特別措置法の改正案、地方財政措置の詳しい情報が確定した段階で関係部局と検討していきたいという答弁でした。教育委員会のお考えは、今の答弁でわかりました。

２回目の質問ですけれども、今財政が厳しい中ではありますけれども、今国会でこの地震対策特別措置法の改正案が成立すると国の負担が９割の財政支援が行われるということになりますが、財政面については砂川市としてのお考えを伺いたいと思います。砂川市として学校の耐震計画の推進についてどのようにお考えか、２回目の質問とします。

○副議長　東　英男君　総務部長。

○総務部長　善岡雅文君　（登壇）　耐震化の促進について市長部局としてどのように考えているのかということでございまして、前段砂川市の財政状況でございますけれども、１９年度の末のいわゆる基金残高は６億２，０００万ほどでございました。当初予算でも申し上げましたけれども、事業費を含めても基金の繰り入れがなくても何とか今年度は予算編成ができたというところでございまして、先般５月３０日、出納閉鎖が終わりまして、繰越金については当初５，０００万ほど組んでございましたけれども、決算で２億ほどの繰り越し、５，０００万当初予算で組んでございますので、１億５，０００万ほど後日補正できるかなというふうに考えているところでございます。

そこで、この耐震化の関係でございますけれども、地震防災対策特別措置法でございますけれども、今回が第３次でございまして、５年ずつ３回延びてきているという状況にございまして、今回の第３次につきましては１８年から２３年までですか、の５年間ということになってございまして、今回６月６日に衆議院のほうの本会議を通過した内容でいきますと、改正後につきましては国費が３分の２で、まだ正式な決定、総務省の関係もございますので、決定ではございませんけれども、学校債、起債ですけれども、これの充当率が９０％、そのうち、９０％のうち交付税算入が３分の２で、市町村負担が１３．３％ぐらいになるだろうというようなことで改正されてきてございます。それで、これらの耐震診断をしないと事業費が確定しないわけでございますけれども、起債の償還が２５年で３年据え置きですから、２２年間で償還していくというふうになれば、ある程度交付税措置がございますので、２２年で償還するとなれば単年度当たりの負担は非常に少なくて済むというのがございます。ただ、総務省サイドの交付税措置についてはまだ正式決定が来てございませんので、今の段階では一応予定というか、新聞報道の範疇の域を出ないわけでありますけれども、それも踏まえて今回の改正については第３次の中での途中での改正でございますので、２０年度から……

〔何事か呼ぶ者あり〕

２２年度ですか、失礼しました。２０年度、２１年度、２２年度の３カ年の措置というふうになってございます。ただ、第４次でまた５年間延ばされるのかどうかも、ちょっと今の段階では情報がつかんでございません。もし今回の３年間だけとなると、当初予定では２１年度に耐震診断をして、２３年度以降の第６期の早い段階で耐震改修をしてまいりたいというふうに答えてございますけれども、それらの情報がまだ定かでないものですから、３年間となれば、２１年にやると２２年しか実施の期間がないということもございますけれども、それがまた第４次で５年間延びるのかというような状況もございますので、それらも踏まえながら内部で、財政的にはそんなに心配してございませんので、あとは理事者とも協議しながら早急に取り組めるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長　東　英男君　吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員　今まだ決まっていない部分もあるということで答弁いただきましたけれども、はっきり決まった時点で早急に取り組めるようにしていきたいという答弁をいただきましたので、できるだけ次の時代を担う子供たちの生命を守るということで、また地域の住民の方々が安心して暮らせるように取り組みをぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○副議長　東　英男君　中江清美議員。

○中江清美議員　（登壇）　それでは、一般質問を通告の順に従いまして行いたいと思います。

１点目には、教育問題についてであります。安倍元内閣が再生教育を掲げ、真っ先に実施したのが昨年の全国一斉学力テストでした。六十数億円の多額の費用をかけ、民間企業に委託することでテストを受けた子供たちの個人情報が守られるのか、また学校ごとの序列化、競争が激しくなるのではないかとの懸念が多く出されていた中で実施され、ことしも４月２２日ですか、実施されました。それで、お伺いしたいことは、まず１点目に、昨年テストの行ったわけですが、その結果等の資料が自治体に届くのにどのぐらいの期間がかかっているのか。あと、行ったテスト結果の資料が各学校でどのように利活用されているのか。また、このテストの扱いについて、文部科学省から特別な指示があるのかについてを伺います。

次に、教育問題の２点目ですが、教育基本法が改正されまして、それに伴い、学習指導要領も改正され、ことしの３月に告示されていますが、改正前と改正後で内容が当然変わっていると思いますが、大きな特徴的内容についてをお伺いします。

それでは次、２番目として、ことしは砂川市が市制施行５０周年の年になるということで、既に記念行事も計画されています。また、過去においては、戦後５０周年記念として、被爆者を招いてお話を伺うということも行っております。砂川市は４つの宣言をしていますが、何よりも市制施行の次の年の３４年に最初の宣言として、全世界の永久平和確立実現に関する宣言を決議されています。市として１番目のこの宣言が平和の宣言ということで、当時の先輩議員の方々に本当に心から敬意を表します。戦後６３年の月日がたち、戦争を体験された世代の方々がだんだん少なくなってきており、戦争の悲惨さが風化していくのではないかと危惧しているところです。それで、平和宣言をしている砂川市として、平和に関する行事をこの市制５０周年という記念すべき年に計画することができないのかをお伺い、そのお考えをお伺いしまして、１回目の質問といたします。

○副議長　東　英男君　教育次長。

○教育次長　森下敏彦君　（登壇）　それでは、大きな１番の（１）の全国一斉学力テストについてご答弁申し上げます。全国一斉学力テストとは、昨年４月２４日、文部科学省が実施をした全国学力・学習状況調査が正式名称でございますが、この調査実施の目的は、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況をきめ細かく把握、分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るものであるとして実施したものでございます。砂川市内では、全小中学校の小学６年生と中学３年生を対象に実施したところであります。この調査結果につきましては、文部科学省から砂川市教育委員会へは調査実施の、調査実施から６カ月後の平成１９年１０月２４日の結果通知となったため、この結果を分析し、子供たちに還元する時間が非常に限られたものとなったところであります。市内の学校では、子供たちには小学校では一斉に１１月２１日に個票を配付し、中学校では１２月に行われた３者懇談会の席で説明を加えながら個票を配付したところであります。なお、今年度４月２２日に実施した全国学力・学習状況調査の結果につきましては、９月に通知が行われる予定であります。次に、この調査の調査結果の学校での活用についてでありますが、各学校ではそれぞれが平成２０年度砂川市教育委員会、失礼しました、砂川市教育実践方針にのっとり、自校の調査結果を分析、検討し、教育活動の成果や課題を把握、検証して、年度ごとに作成する指導計画に反映させ、教育指導等の改善に向けた取り組みを実践しているところであります。また、文部科学省から、このテストの取り扱いについて特別な指示があったかどうかということでありますが、調査実施についてのマニュアルに従い調査を実施しており、当市教育委員会に対する特別

な指示はなかったところであります。全国学力・学習状況調査につきましては、今後も実施される予定でありますが、教育委員会といたしましては各学校と協力して、調査の目的を生かすよう結果を十分検討、分析し、教育及び教育施策の成果と課題を把握、検証して、その改善を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな１番の（２）の学習指導要領の特徴的な変更点についてのご質問にご答弁申し上げます。今回改定された学習指導要領は、平成１８年１２月に改正された教育基本法と平成１９年６月の学校教育法の改正を受け、平成２０年３月に告示されたものであります。このたびの改定では、これまでの教育の生きる力という理念を継承し、教育基本法改正等を踏まえ、児童生徒の確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知、徳、体をバランスよく育てることを基本的な考えとしているところであります。中でも確かな学力の育成においては、基礎的な知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力の双方を伸ばすために、教科書等の授業時数を増加し、教育内容を改善することとしております。授業時数の増加は、小学校では国語、社会、算数、理科、体育を小学校の６年間で１割増とし、週当たりにすると１、２年生で２時間、３から６年生で１時間の増加をしようとするものであります。また、中学校では、国語、社会、数学、理科、保健体育、外国語の授業時数を中学校の３年間で約１割増とし、週当たりでは各学年とも１時間の増加をしようとするものであります。この授業時数の増加分は、主につまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や観察、実験など知識、技能を活用する学習に当てられることとなります。

教育内容の主な改善事項としては、言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳、体験的活動及び外国語活動の６点が挙げられます。初めに、１点目の言語活動の充実につきましては、国語を初め各教科等で記録、説明、批評、論述、討論などの活動を行い、すべての教科等で言語の力をはぐくむものであります。次に、２点目の理数教育の充実におきましては、算数、数学、理科の授業時数を増加し、観察、実験や反復学習などで理数の力をはぐくむものであります。さらに、３点目の伝統や文化に関する教育の充実につきましては、各教科等において我が国や郷土の伝統や文化を受けとめ、それを継承、発展させるための教育の充実を図るものであります。４点目の道徳教育の充実では、道徳時間をかなめとして、学校教育活動全体を通じて教育的な生活習慣や最低限の規範意識、自分への信頼感や思いやりなどの心をはぐくむものであります。５点目の体験的活動の充実につきましては、発達段階に応じて集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動や就業体験活動等を行い、子供たちの社会性や豊かな人間性をはぐくむこととしています。最後に、６点目は、英語を中心とした外国語活動の充実では、小学校５、６年生を対象として外国人との交流などにより、聞く、話すを中心に英語を使ってコミュニケーションすることの楽しさを知るとともに、言語や文化になれ親しむことを目指すこととしております。また、中学校におきましては、聞く、読む、書く力を総合的に育成することをねらいとし、授業時数の増加とともに英語における学習語数を９００語から１，２００語へ増加することとしております。

以上申し上げましたが、新学習指導要領につきましては、平成２１年度から移行措置期間となり、一部を先行実施し、小学校では平成２３年度から、中学校では平成２４年度から完全実施となるところであります。委員会といたしましては、今後新学習指導要領について趣旨、内容の理解等の研修を進め、移行措置が全市的に同一歩調で進められるよう、教職員を含め学習指導要領研究会を組織し、検討を行い、平成２１年度における各学校の教育課程編成に活用できるよう、その指針を示してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長　東　英男君　総務部長。

○総務部長　善岡雅文君　（登壇）　私のほうから、大きな２の平和にちなんだ行事の取り組みについてご答弁申し上げます。

砂川市では、平和の取り組みとして昭和３４年に、世界人類の幸福と福祉増進に努力し、全世界の永久平和の確立実現のため努力することを宣言した全世界の永久平和確立実現に関する宣言を議会において議決しております。また、平成７年には、平和都市宣言３６周年並びに戦後５０周年を迎えたことを記念し、長崎市長崎平和推進協会の協力を得て、原爆被災当時の貴重な資料の提供をいただき、式典や被爆体験者による講話及び原爆被災物展、写真パネル展等を実施したところであります。さらには、長く恒久平和の願いを込めて、平和祈念像「大地」を公民館前庭に設置したところであります。議員ご質問の平和にちなんだ行事をこの５０周年という記念すべき年に計画することができないかとの質問でありますが、本年の市制施行５０周年記念事業は市民挙げて市制５０周年を祝うもので、趣旨が少し異なるものであり、特に平和にちなんだ記念事業等を実施する予定はありません。しかし、過去の悲惨な戦争や被爆体験の実情をより多くの方々に伝え、平和のとうとさを改めて呼びかけ、そしてそれを後世へと引き継ぐために平和にちなんだ事業を実施することは今後とも必要であると考えておりますので、今後事業等の実施時期については周年の終戦記念日等の節目となる年を含め検討し、あわせて事業内容についても十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長　東　英男君　中江清美議員の２回目の質問は、午後１時から行います。

午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４６分

再開　午後　１時００分

○議長　北谷文夫君　休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

中江清美議員の２回目の質問を許します。

中江清美議員。

○中江清美議員　午前中、次長のほうからいろいろご答弁いただきまして、一斉学力、全国一斉学力テストの実施した後、現場に、自治体に戻ってくるのに約６カ月ですか、かかって、１０月にその結果が届いているということのお話ですが、１つにはテストというのは、やはり行ったときに、テスト本来の目的というのは、教えた、そのテストの中でどういうふうな部分が教員として教えて到達しているのかというのをはかる尺度になると思うのですが、それだけ期間を設けてしまうと、そういうことが分析するのにかなり難しいというか、もともと全国一斉に行うということ自体に無理があるのではないかなというふうに私は思っているのです。

というのは、学力テストを去年担当した職員の方のお話ですけれども、本当にそのテストを受けるために職員、それから生徒、本当に心底疲れたと言っておりました。本当にプレッシャーにもなるしということで、今教員の方たちの業務が非常にいろいろな業務がふえているということをお聞きするのです。そういう中で、またこういう１つ大変なことが起きているということでは、本当に実際には学校というのは先生が直接子供たちと触れ合う時間を多くとることのほうが大事だと思うのです、教育上。そういうのがそういうものに振り回されているような、それにもう一つ全国のそういう学力テストというのがプラスされるという、本当に教育現場というのは大変だなというふうにその先生のお話を聞いて感じたことなのですが、それと生徒のほうの反応はといいますと、算数なのだけれども、国語のような内容だった。要するに、読解力というのですか、そういう質問に答えなければならぬ。そういうようなことで、本当にテストに対してそういう生徒の率直な声とか出されているのですが、それで本当に戻された一斉学力テストによって、本当に学校、学校で地方色がいろいろあると思うのです。

それと、中には教えられていないことも今回テスト、去年のテストですか、教えられない、られていないところも何か出されたとかという声もありますし、全国一斉でやるということはそういったことも出てくるのかなというふうに当然思います。やはり進め方、授業の進め方というのは、やはり教員サイドでいろいろ考えながら進めると思いますので、すべてが全国一律に進むわけではないですから、そういった部分も結果として出てきているのかなというふうに思うのです。そういうことであれば、別に本当に教育の機会均等とかいろいろテスト実施に当たっての文科省の

いろいろなことが出されているのですが、実際にはテストを行うことでやはり序列化というのですか、いろいろなテストというのは数字でしかあらわれてきませんよね。それと、今回家庭調査みたいなものも一緒に行われたみたいですけれども、やはりテストイコール点数、それが学力というふうにとらえられがちになっているのではないかなというふうに思うのです。

というのは、２番目の聞いた学習指導要領なんかも、教育基本法が改正されまして、教育指導要領も変わって、これからどんどん教える中身が変わっていくわけですけれども、その根幹ですよね、義務教育というのがどうしてこれだけいろいろと、何年か前まではゆとり教育、そして今度学習指導要領では受ける授業数がふえてくる。小学校１年生から授業時間が午後、５時限の５日間なるというような、本当に学校、そういう低学年から学校の過ごす時間が長くなるということで、何か本当にゆとり教育と反対のことが進んできているのかなというふうに思うのです。それと一斉テストとのリンクというのは、いろいろ学習指導要領の中で実はその、もともと義務教育の構造改革によって教育再生会議というのができて、それで実は中央教育審議会の答申というのを受けて文部科学省でそういう指導要領をつくっているわけですけれども、そのもとになっているのが実は財界の考える教育改革の方向、経済財政諮問会議への民間意見、民間委員の意見ということで、その中に今後の教育改革の検討に当たってということで具体的な取り組みの方向というのが出ているのですよね。それが学校の評価システムの進化、強化ですね、それで学校の評価システムを強化するために全国的な学力調査を行うのだということを言っているわけです。それを取り入れて、昨年からの学力一斉テストの実施ということになって、つながっていっているわけです。

ですから、次長がいろいろきっと、一斉テストのいろいろな学力テストの意義だとか教育的な観点からの意義づけをいろいろお話しされたのですけれども、根本的には構造改革という、小泉内閣時代ですよね、いろいろな構造改革やらされて、聖域なき構造改革という形で、教育面でも教育改革の構造、義務教育の構造改革がなされている結果、こういう今回の一斉学力テスト、本当に１回目は、今回も何十億、四十数億かな、１回に六十数億ですよね、全国一律のそういうところにお金をかけて、そして民間の会社に、企業に委託するということで実施されているのですけれども、そういう中では本当にこういう、今日本のそういう教育面で本当に世界的なテストの、ＰＩＳＡテストの、その結果を見て日本が世界の国々の先進諸国からおくれている、学力の低下が言われているということでＰＩＳＡ型のテストを取り入れたという、取り入れているということでも特徴あるのですけれども、ＰＩＳＡ型のテストというのは、やはりそれぞれ北欧あたりで教育の環境もすごく違うのです、日本とは。前回私この問題少し取り上げたときに、教育長は犬山市、唯一日本で学力テストに参加しなかった犬山市も、それから世界の進んでいる国の教育ということでフィンランドの例も私挙げたときに、どちらも少人数で学級で授業、教育しているという共通点、そういったことを答弁としてあって、そういう少人数学級で教育してこそ本当にレベル的な子供たちの教育のアップにつながるというか、本当にひとしく教育を受ける、そういう環境状況をつくりながら、そういうＰＩＳＡテストというのですか、世界的なそういうテストに参加して、そしてそういうところの積み上げがあってのランキングでフィンランドは１位ということでなっているわけですよね。そういう中で、日本が対比のときにかなり、最初は上位にランクしていたのがどんどん落ちていくということで、これはどうにかしなければならないということで、何かそういう一斉テストの実施ということにつながっているというふうに私は思うのです。

それで、過去的に学力テストに対していろいろな、やはり現場とのいろいろな討論という、いろいろなあれが、実施することに対して教職員とのぶつかり合いというのがあったと思うのですが、そういったことがあって、しばらく全国のそういう実施というのは見合わせていたわけですよね。それがこの本当に小泉構造改革ということの義務教育版ですよね、それが根っこにあるということを考えますと、本当に今子供たちが、砂川の子供たちが本当に基礎学力をきちんと身につけて、豊かな、本当に大人になっても豊かな人間性、それから社会の中で力強く生きていく力を、本当にこのテストで培われるのかという、そういう点で教育委員会としてはどのように、テスト結果の後、現場の先生方だとかそういった方がご意見とかを伺っているのかどうか、その辺どのようにその後の状況、教育現場の状況を把握されているのか、２回目にその辺、学力テストのことではお伺いしたいと思います。

あと、教育指導要領も、私ども、教育基本法そのものが変えられたということで、改悪だと思っているのですけれども、これは現場サイドの先生方、皆さん多くの方たちが前の本当に教育基本法はすばらしいということで、皆さん変える必要はないという現場の声がすごく多かったにもかかわらず、強引に決めてしまって、改革という名のもとで改悪されたわけですよね。それに伴って、教育、学習指導要領も今回それにのっとって変えられた。その中身としては、ゆとり教育といいながら、時間数、授業の時間数をふやしたり、それから道徳の時間ですか、これに今度は専門の教員をちゃんと配置させるというような、それで全教科でそういうものを取り入れていくと。何年か前に、国旗、国歌法制定されたときに、国会での質疑の中で、政府の答弁では内心の自由を保障するという答弁があるのです。そういうことからもいって、道徳というのは私は、今子供たちに教えるとか、言葉とか授業で教えることも大事かもしれないのですけれども、大人社会のそのものをやはり子供たちにどう映っているのかという、これは社会全般の言ってみれば政治のいろいろな影響があると思うのです。というのは、やはり子供たちは素直な目で見て、今政治の中でトップに結局日本の進路をいろいろ動かしている人たちがいろんなところで悪いことというのですか、いろいろ記事になるようなことをやっているわけですよね。今は、本当に軍事産業からいろんな、厚生、社会保険庁の問題とか、いろんな大人社会がいろいろなことをしているのが毎日メディアで報道されたら、子供たちは本当に何を大人のそういう社会を見て、道徳、大人はそうやって道徳とか規範とかいろいろと言うけれども、実際には大人たちは何をやっているのかと、そのように思うのではないかなというふうに私は考えているのですけれども、それでやはり道徳、公共心、そういうのは教え込むのでなくて、みずからそういういろいろなそういう周りの状況を見て自然に自分の気持ちとして植えつけられるものというか、自発的に思うことではないかなというふうに考えるのですけれども、その辺今度の指導要領ではかなり強化されて、本当にだんだん戦前の教育に戻っていくのではないかという私は危惧をしているわけです。

そういう中でも、教育委員会としては文科省のやはり指導のもとで学校管理していかなければならないという立場にあるのかもしれないのですが、やはり今子供たちの世界にこういう財界の考え方のもとで教育をされているとしたら、やはりそれを本当の意味の教育再生というか、子供たちが喜んで学校、学習、学ぶ力、勉強が好きになる、そういう環境というのですか、そういうことをつくっていくということが教育委員会に求められるのではないかなというふうに、本当に砂川の子供たちを守るというか、そういうことに対してはどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

というのは、前にもお話しした犬山市の教育長さんは、犬山市の子供は犬山市で守るのだという決意のもとで、かなりの年月かけて、テストに取り組むか否かということで、そういう努力をされているということなのです。今本当に教育すごく、子供がいなかったり年いってくれば、余り関係ない世界に思えてしまうのですけれども、でもその国を本当に１００年先とか見通した場合に、本当にきちんとした教育、教育というのですか、そういうものを人間を育てる、そういうのがすごくその国を本当に根幹からつくっていくことにつながるのではないかというふうに思うものですから、すごく非常に私は危惧している面と、やはり子供は本来わからないことがわかれば、すごく勉強は楽しいというふうに私は思うのです。そういうことで、本当に今つまずいて、本当に小学生なんかでも習う科目がふえて、本当に大変だなというふうに思うのです。それだけのものを詰め込む必要があるのかというふうに思うと、本当に必要ないこともたくさんあるのではないかというふうに考えているのですけれども、そういう状況の中でも現場では一生懸命先生方は何とか子供たちと触れ合って頑張っているのだと思います。そういう中で、日本の中でも本当に子供たちのことを中心に考えて、３者協議会、生徒、それから父兄、それから教員、この３者で学校のことは計画立てていくというところもあります。やはりそういうところは、３者のいろいろな結びつきの中で、本当に学校のこと

を、生徒を主体とした教育というのですか、そういうのが行われているという例もあります。そういうことで、やっぱり頑張っていかなければならない本当に大事な場面に来ているのかなというふうに思うものですから、その辺お考えをお伺いしたいなと思っております。
　あと、先ほど総務部長のほうから答弁ありました平和についてのことなのですが、結果的には５０周年の行事としてはやらない。しかし、平和のことは大事だということなのですが、私もとりたてて、もう既に記念行事も計画されていますし、そういうことで何か入れてほしいということではなくて、やはり本当にお年寄りが次々亡くなっていく都度に、本当に戦争体験している世代が本当に少なくなっていくという危惧感というのあるものですから、そういう部分では節目とか、８月というのは日本にとって本当に、８月１５日、それから８月６日、８月９日と本当に戦争に考える。テレビ、メディアなんかもかなり特集を組んで行っているわけで、やはりこういうことを余り大きく構えないで、砂川市としてできることから日常ふだんに平和のことについて皆さんとともに考えれる場面がつくれたらなというふうに思って、この、こういう質問をさせてもらったのですが、その辺についてのお考えを再度お伺いしたいなと思って、私の２回目の質問を終わります。
○議長　北谷文夫君　教育長。
○教育長　四反田孝治君　（登壇）　中江議員のほうから、教育委員会の考え方はどうなのだということで多岐にわたるご質問がありましたので、順次お答えをさせていただきたいというふうに考えています。
　まず、１点目でありました全国学力・学習状況調査の関係でございます。これは、昨年度から第１回目として実施をいたしまして、ことしの４月２２日に２回目を実施したわけでございますけれども、先ほどのお話の中にあったことは、現場の先生も含めて、新聞状況等々を見ますとやはり全国一律でやる必要はないのでないかという、そういうご意見もあることは確かでございますけれども、これはあくまでも文部科学省が国費を、新聞でいくと７７億と言っていますけれども、それをかけて全国のいわゆる全体の子供たち、小学６年生と中学３年生の子供たちの状況をどうあるべきかということも踏まえて実施をされるものでございまして、これは北海道から南は九州、沖縄のほうまで全国的にすべて参加しているのです。ただ、一部愛知県の犬山市の学校、１４校あるというふうに聞いておりますけれども、そこの学校だけが不参加ということで報道されておりますから、そのほかの公立の小中学校については全体的にすべて参加しているという、そういう状況にあります。それで、全国一律でなくてもいいのではないかというお話がございましたけれども、これは悉皆でなくて調査、抽出でやってきた経過がありますから、これの論議は分かれるところでございますけれども、少なくとも地方の砂川市教育委員会としては、やはり砂川の子供たちの状況も踏まえて、どうあるべきか今後のことも踏まえて、ぜひ知る必要があるということで参加をさせていただいているという、そういう状況でございます。
　それと、テストの分析の関係でございますけれども、これにつきましては、まさしく中江議員さんが指摘をされたテストをしてから半年後に、１０月末に結果が教育委員会に届いているという、そういう状況にあります。ですから、普通はテストをやって、二、三日後に子供さんに返して、どこがどうだったかという指導をするのがテストだという、学校のテストはそういうふうになっていると思いますけれども、これは間違いなく半年かかって分析をされた資料が来て、砂川の状況はどうだったのかという、そういう状況でありますから、これは砂川市の全体の結果については常任委員会でご報告申し上げましたけれども、残念ながら全道から比べてちょっと足りない部分があるという、そういう結果になったことも、これは事実でございます。ただ、このテストは、その子供の、６年生と３年生の子供の全体の結果ではありませんので、テストの一部の結果が算数と数学、そして国語の知識と活用の面についてのテストが行われたということでございますから、子供さんの全体の、個人の子供さん個々の全体の中のテストではないということもありまして、その結果報告については、各学校統一して小学校の日程を決めて、それぞれ結果の報告と今後どういう勉強をしていかなければならないという結果を踏まえて、学校からそれぞれ指導をさせていただいているという、そういう状況にあります。それと、中学校につきましては、３者面談が１１月に行われますので、それぞれの中学校で３者面談のときに保護者を踏まえて子供さんと学校の先生からそういう分析結果を個人に渡しているという、そういう状況にあります。ですから、昨年の場合は１０月末に来ましたけれども、ことしはもうちょっと早くなるのかなと思っておりますけれども、９月末という、そういう状況でありますから、１カ月は少なくとも早くになってきているということでございます。ただ、基本的には、やっぱり議員さんおっしゃるように、テストをやったら早く返してもらって、それを結果分析をして今後に生かしていくというのがこれ趣旨でございますから、ただ全体的には小学校６年生と中学校３年生ですから、もうわずかしか期間がないのです。ですから、中学校に進学したり高校に行かれますから、その短い期間ですべてが指導できるかといったら、なかなかできない現状にあるという、そういう状況でございます。
　それと、教育現場の関係につきましてお話がございましたけれども、これはまさに砂川の市内の５校、小学校５校、中学校２校の中で１１０名ほどの教職員の方おりますけれども、やっぱりいろんな調査物が道教委あるいは文科省から来ますので、ある程度は、本当に、これも本当に学校におろしていいのかなという、そういうものもございますけれども、なるべく現場の先生に文書の回答を負担にならないような関係で今検討を行って実施をしていると、そういう状況にありますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。
　それと、教職員の関係で、このテストに関していろんなご意見聞いていないかということでございますけれども、具体的には聞いておりませんけれども、これは先生方から聞かなくても、教育委員会自体で考えても同じような悩み、同じような問題点は十分教育委員会としても把握しているという、そういうつもりでございますので、ただこれは一教育委員会が改善できるものではありませんので、全体的な中でご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。
　それと、学力の関係でお話がございましたけれども、これはやっぱり授業の時数をふやしたからといって、イコール学力につながるかといったら、それもちょっとなかなか、すべて否定はできませんけれども、そういう状況にはないということもありますし、特に先ほど触れておりました愛知県の犬山市の取り組みは、やはり少人数学級の編制でやっていることと、それと外国でいうフィンランドはやっぱり少人数学級で運営しているという、そういう実態はありますから、ただそれがイコール、それもすべて少人数学級イコール学力の増加につながるかといったら、そういう面ではありませんけれども、やはり担任の先生が子供たちのそれぞれの個性を見抜く、人数が少なければ少ないほど先生方の把握はできるという、そういう状況にある。ただ、残念ながら、日本では１学級４０人学級ということでございますから、少人数学級にするとそれぞれの自治体ないし都道府県が割り増しで加配をして先生を採用しなければならないという、そういう現状にありますから、その点につきましても全体的にご理解を賜りたいというふうに思っております。
　それと、大きな問題として中央審議会のお話と学習指導要領のお話がございました。それにこれ全部絡んでくるのですけれども、教育基本法も絡んでくるのですけれども、やっぱり本当に１８年の１２月に教育基本法が改正をされまして、その理念に基づいて昨年の６月に教育関連３法が改正されたということも踏まえて、ことしの３月には学習指導要領が告示されたという、そういう流れが非常に速い流れになっておるものですから、地方と言ったら変ですけれども、やはり砂川の教育委員会としてもこのスピードに置いていかれないように、いわゆる関係者と協議をしてまいりたいというふうに考えております。
　ただ、１点、特徴的にお話がございました道徳のお話でございます。これは、本当に議員さんがご指摘のとおり、道徳というのは従来の今の教育、学習指導要領ではなくて、旧の学習指導要領の中に道徳について項目が数々述べられていたのです、学習指導要領の中に。ただ、この学習指導要領というのは拘束力がありますから、各学校、各全国の学校でこれで取り組まなければなりませんけれども、今回の教育基本法の改正によって、この道徳と言われる内容

についてはすべて条文の中に盛り込まれてしまったということがあるのです。ということは、教育基本法の第２条で、従来は教育基本法の中であった教育の方針というのが教育の目標ということで、具体的に道徳に関する真理を愛するですとか国の関係ですとかと、すべては学習指導要領に掲げられた内容が法律の中に条文で目的として法文にされたものですから、ただ今後これについては、これと新しい教育基本法によっては１７条のほうに国が教育振興基本計画というのを立てることになるのです。この１７条によって、国が全国のそういう指針となる全国的な教育振興基本計画というのが定められるようになりますから、それに基づいて各市町村の教育委員会はこの計画を立てていかなければならないという、そういう義務規定もあります。ですから、当然第２条で教育の目標ということが掲げられておりますから、目標ということはやっぱり５年間なら５年間の計画でその目標の数値を掲げて、それの達成度とかというのが当然国のほうから今後求められるということで、この点も大変心配しているところでございます。

それと、もう一点、現場といいますか、地方の教育委員会として私たち大変苦慮しているのは、従来の学習指導要領が改正になったときには、期間がある程度限られていまして、例えばその期間内に教科書の新しい教科書が選定されるとかという、そういう作業があるのですけれども、今回は２０年の３月に新学習要領が告示されました。ただ、これによって、先ほど次長のほうからご答弁させていただきましたけれども、小学校については平成２３年度から完全実施、中学校については平成２４年度から完全実施ということで予定が示されておりますけれども、この２０年から小学校は２３年、中学校は２４年、この間に学習指導要領に基づいた教科書がどういう教科書を選定するのかという作業がこの期間であるのですけれども、ただ今回の国が示している一部前倒しというのがあって、経過措置が来年の４月から実施をしなければならないという、そういう状況になっています。ですから、この状況が来年の４月から果たして準備ができるのかというのが一番私どもにとって大変苦慮しているところなのです。ですから、それに、来年に向けて、とにかく学習指導要領の研究会を立ち上げて、現場の先生含めて教育委員会ともども来年の４月に向けていこうというふうに思っておりますけれども、ただ来年の４月、時数がふえたり教科書の内容がいろんな形でふえてくるのですけれども、これが文科省では今の段階ではそういう教科書をつくる考え方は一つもないのです。ですから、補助教材をつくって対応してくださいということなのです。しからば、その補助教材はいつできてくるのかということになりますと、新聞報道ですけれども、来年の春先でないかということでございますから、なかなか国のいろんな教育改革はすごいスピードで進んでおりますけれども、砂川の子供たち、小中で１，４２９名おりますけれども、その子供たちの今後における生きる力、基礎基本はもちろんでございますけれども、人格の形成に向けて、教育委員会全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長　北谷文夫君　総務部長。

○総務部長　善岡雅文君　それでは、私のほうから、戦争体験者が少なくなっている、このような中で砂川市としてそのような考える機会、これをつくっていただければなというようなご質問でございます。平成７年、いわゆる終戦５０周年の年の砂川市の取り組みを若干お話ししますと、長崎市のほうから学芸員の方が１人来られまして、それから長崎平和推進協会のほうから事務局長の方と、それからもう一人、谷口さんといいまして実際に被爆体験をされた方が来られました。この３人の方が来られまして、谷口さんのほうから実際の被爆体験の講話をいただいて、大変多くの人の参加をいただいたという経過がございまして、また長崎市のほうからも、長崎以外でこのような式典をしていただいて、大変感謝をしておりますというような話をいただいております。

また、平成７年の同じ年なのですけれども、当時の村山首相が、今でいう村山談話ですか、これを残しておりまして、この話については歴代のそれ以降の首相についても日本の正式な歴史的見解として残ってございます。その中の１節ですけれども、平和で豊かな日本となった今日、私たちはややもすればこの平和のとうとさ、ありがたさを忘れがちになります。私たちは、過去の過ちを二度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さを若い世代に語り伝えていかなければなりませんと。こういうふうに申し上げておりまして、菊谷市長も全く同じ考えでございます。それで、砂川市としては、こういう考えのもとに５０周年のときに長崎からの協力をいただいて催したと。ただ、先ほど１回目の答弁でも申し上げたのですけれども、これが毎年やるのがいいのかという問題になるとなかなか難しいものもございまして、節目となるようなときに、皆さんの喚起、マスコミも含めてある程度盛り上がるところに合わせたほうがより効果的でないかなというふうに考えてございますけれども、それらについては決して砂川市がそれについて後ろ向きな考えというわけではございませんので、それらも含めて検討してまいりたいなというふうに考えてはおります。

それと、先ほど被爆者の講演会の話もしましたけれども、原爆展もあわせて開催をしてございまして、それには延べ１，４００人ほどの方が見に来られているというふうになって、大変効果があったかなというふうに考えておりますので、それら総体も含めてまた内部で検討してまいりたいなというふうに考えております。

○議長　北谷文夫君　中江清美議員。

○中江清美議員　残り時間が少ないのですけれども、教育長からいろいろご答弁いただきまして、大変苦しい立場にもあるのかなと伺いながら思っていました。それで、やはり国の文科省の方針ですから、それに基づいて教育委員会としては動かなければならない場面もあると思うのですが、あともうわずかしか時間がないのですが、先ほど教育、義務教育の構造改革のポイントということで、中教審の中に教育の場面にすごく国が関与するということの文言というのが、文言というか、内容が強くなってきているのです。もともと教育というのは独自のもので、そういう独自性を保障されていたのがだんだん国の関与というのが強められているということでは、すごくそこら辺も危惧するわけです。それで、いろいろ財界の考える教育改革の方向性にのっとって、この中央審議会というのが中身決めているものですから、その委員の方たちというのは牛尾、それから奥田とか、要するに日本のトップの経営陣なのです。その経営陣に都合のいい教育体制をレールを敷いているような具体的な中身がいろいろ、時間がないので、書かれているのですけれども、そういう場面に今日本の教育状況が置かれているということでは、やはりすごく危機感を感じますし、先ほど少人数学級のことにも触れていたのですが、テストには何十億とお金かけるのですけれども、本当に教育予算もだんだん削られて、現場としては大変だろうなというふうに思うのですが、その辺も教員の加配問題も全部財源がついて回ることですし、こういうのをやはり国庫負担もふやしていかないと、本当に教育現場をきちんと環境整備することにつながらないのではないかなというふうに思っておりますので、やはりこれは一教育委員会としてはなかなか難しい問題ですけれども、気持ちだけは子供たちの置かれている状況というのがそういう財界の都合のいい人間に育てられないようなことで、教育委員会としてもその辺をきちんと踏まえて、具体的にはどうのと言うことはできないと思いますけれども、気持ちの中でそこら辺を踏まえてやっていっていただきたいなというふうに思います。

それと、平和のことについては、部長のいろいろな平和に対する思いは市長も同じだということで、別に私は大きな取り組みをするということではなくて、例えばそういう８月のときにいろいろな市民団体も過去的にはいろいろな催しも独自に取り組んでいますから、積極的にそういったことで協力していただければいいのではないかなというふうにも思いますし、節目節目にそういう取り組みも考えたいということで、そういうことではよく市の考え方もわかりましたので、そういうことで私は２回目に平和の問題ではご答弁いいのですけれども、最終的に教育長のほうからその辺の財界の考え方ですか、その辺の危惧というものについて、ちょっと難しいかもしれないのですけれども、その辺についてご答弁お願いします。

○議長　北谷文夫君　教育長。

○教育長　四反田孝治君　中央教育審議会の関係でございますけれども、これについてはご指摘のとおり首相の諮問機関でございますから、それぞれいろんな委員さんが来て、それぞれいろんなご意見を言いながら、まとめたものを国会でどうするかという論議ですから、これについては私のほうからどうのこうのと言う立場はございませんけれども、ただそれで国、文科省が決めた学習指導要領については、これは全国共通の大綱的なものでございますから、こ

れらを受けて、それぞれ砂川市のそれぞれの学校に対してはいろんな意味で大きくタイプ的な基準という、そういうとらまえの中で砂川に合った学習、教育の教育課程を組むということは、砂川の定めている学校管理規則にものっておりますけれども、これはあくまでも学校の教育、学習指導要領にのって教育課程を決めて、それが教育委員会に出されて、教育委員会で決定していくということでございますから、決して砂川の教育委員会がその学習指導要領のとおりがちがちになっているのかといったら、そういう面もございませんので、少なくとも砂川らしい教育課程の実践は今後ともやっていけるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。
○議長　北谷文夫君　１０分間休憩します。
休憩　午後　１時４４分
再開　午後　１時５５分
○議長　北谷文夫君　休憩中の会議を開きます。
　休憩前に引き続いて一般質問を続けます。
　一ノ瀬弘昭議員。
○一ノ瀬弘昭議員　（登壇）　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。私の質問は大きく３点でありますので、順次お伺いしたいと思います。
　まず、１点目の大きな１番は、鳥インフルエンザ対策についてでございます。平成２０年、ことし４月の２１日、秋田県十和田湖畔で発見された白鳥の死体及び衰弱した白鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出され、道内でも野付半島とサロマ湖で合わせて２羽のオオハクチョウの死亡個体を収容し、北海道大学の検査結果から同型のウイルスに感染していることが明らかになったところでございます。鳥インフルエンザは、感染した鳥との濃密な接触をするなど特殊な場合を除きまして、現段階では人に感染しないと考えられており、野鳥から人に直接感染した例は報告されていないところでもございます。野鳥は、えさがとれずに衰弱してしまったり環境の変化に耐えられずに死んでしまうこともありますので、死亡している野鳥がすべて鳥インフルエンザにかかっているとは限らないわけであります。野鳥は、鳥インフルエンザ以外にもさまざまな細菌や寄生虫を持っていることもあります。北海道は道内の主要な白鳥飛来地について４月２８日から監視を強化しておりますが、大量死亡等の異常は今のところは認められていないとお聞きしているところでございます。しかしながら、本砂川市も砂川遊水地オアシスパークを初め、北光公園や袋地沼、ひいては耕作前の水田などに多くの白鳥やカモなどの渡り鳥が飛来し、その美しい姿を見物しようと多くの市民の皆さんや近隣住民の皆さんが野生鳥類に直接接触する場面が容易に想定されるわけであります。私は、人が自然と触れ合い、心を豊かにはぐくむこと、そのこと自体は非常に大切なことだと考え、幼少のころより学校では学べないような自然科学の習得は何事にも比較し得ない非常に大事なことだと考えているところでございます。しかし、万が一にでも鳥インフルエンザに感染しているかもしれない、あるいはさまざまな細菌や寄生虫を持っているかもしれない、そういった死亡した鳥類を発見した際の対応の共用、周知こそが必要ではないかと考えておりますけれども、市としてその対応策をどのように考えておられるか、市民の方々の安全確保の観点からお伺いするものでございます。
　続きまして、大きな２点目は、仮称ではありますが、太陽光発電システム補助金制度の創設についてでございます。１９９７年１２月１１日、地球変動枠組み条約に基づいて、京都市、国立京都国際会館で第３回気候変動枠組み条約締約国会議、地球温暖化防止京都会議が開催されたところであります。国は、この会議で議決した気候変動に関する国際連合枠組み条約の京都議定書に基づきまして、２００８年から２０１２年を目標期間と定め、二酸化炭素ガス、メタンガス等のいわゆる温室効果ガスの排出量を６％削減することとする取り組みが進められているところでございます。それらを受けまして、北海道も地域政策総合補助金の中で省エネルギー・新エネルギー促進事業を具体化し、その取り組みを推進しているところでございます。こうした中、地球環境をテーマとして、来月、７月の７日から９日までの日程でＧ８サミット、北海道洞爺湖サミットが開催されることは、とても有意義なことであります。今まさに日本全体がテレビや新聞などのエコに関する報道やＣＭ等の影響もあり、地球環境保全の機運が高まっている状況にあると思います。
　そこで、私は、これら地球環境の保全を正面に据えた上で、幾つかお伺いしたいと思います。
　まず、括弧の１番目といたしまして、さきに紹介した北海道の省エネルギー・新エネルギー促進事業にかかわる地域政策総合補助金の概要がどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。
　続きまして、（２）では、道内の各自治体において、仮称ではありますが、私が大きな項目として標記させていただきました太陽光発電システム補助金制度に類似した事業を行っている先進事例をどの程度と把握しておられるのかお伺いしたいと思います
　　次に、括弧の３番でありますが、市民の皆さんに地球環境と一言でいうと非常にスケールが大き過ぎる問題を家庭の実生活を通してより身近に実感していただくために、道の補助メニューを活用して、この私が申し述べるところの（仮称）太陽光発電システム補助金制度を創設できないか、その考え方についてお伺いするものでございます。
　私の質問の最後、大きな３番目は、過去的に発言の機会がある都度お伺いしている学童保育事業についてでございます。既にご承知のとおり、砂川市は平成１６年４月からかつて長年にわたり実施されてきた留守家庭保育事業、竹の子ホームを発展的に放課後児童健全育成事業である学童保育所として市内２カ所に設置して以来、今日までに公設公営あるいは公設民営という形で、合わせて４カ所に増設してまいりました。今学童保育所に子供を預けている若い世代の方々から、学童保育ができて本当によかった。あるいは、数年前までは貧しいながらも何とか生活してきたけれども、昨年あたりから各種税金が上がったり灯油やガソリン、生活必需品の値段が急に上がって、生活が一層大変になった。共働きを余儀なくされたので、学童保育があって本当に助かっています。こういった喜びの声が絶えません。しかし、一方、主人の給料も下がる一方で、自分の少ないパートの収入で保育料を支払わなくてはならない。子供を預かってもらっていて言うのもなんだけれども、月額１万円の保育料は正直なところ高いと思っている。できればもっと安くしてほしいなど、こういった逼迫した家計の状況を訴える方々もここ一、二年の間急速にふえているのも実態でございます。私は、３月定例会の総括質疑の中で、学童保育料の値下げについて市の考え方をお伺いしていますので、その点につきましてはあえてここではお伺いいたしませんけれども、以下幾つかの点についてお伺いしたいと思います。
　まず、１点目でありますが、市内の学童保育所の入所状況がどのようになっているのかお伺いいたします。
　次に、（２）番です。平成１６年の４月に学童保育所を設置して以来、単年度ごとの入所状況がどのようになっているのかをお伺いしたいのと同時に、利用希望者といいましょうか、利用者のニーズの変化、推移をどのように市として分析されているのかをお伺いしたいと思います。
　私の質問の最後、（３）といたしましては、子育て支援の観点から、利用者にとってよりよい施設にしていくために、現在学童保育を利用している、そういった方々からの意見、要望等を承る意向調査アンケートを実施したほうがいいと思いますが、その考え方についてお伺いし、私の一般質問の１回目とさせていただきます。
○議長　北谷文夫君　経済部長。
○経済部長　栗井久司君　（登壇）　大きな１と２についてご答弁申し上げます。
　最初に、大きな１について、道内で死亡したオオハクチョウの個体から鳥インフルエンザウイルスが検出されたことの報道が５月６日にあり、多くの市民の皆様が驚きと心配をされたことと思います。本市には、オアシスパーク砂川遊水地と北光袋地沼に多くの白鳥等の渡り鳥が飛来しておりますので、早急に市民への注意を喚起するため、市役所関係部署との打ち合わせを行い、空知支庁の指導を仰ぎながら、チラシを作成し、市内の小中学校及び公共施設等に配布、砂川市のホームページ及び広報すながわの掲載により、野鳥に関する注意事項の周知を行ったところであり

ます。市民の安全確保の観点から、万が一野鳥が死んでいたり衰弱している野鳥を見つけた場合は素手でさわらないようにすることと水辺等に立ち寄って鳥のふんを踏んだ場合は念のため靴底を洗うことなど、注意事項として周知しているところでございます。また、野鳥が死んでいるのを見つけたら、すぐに市役所農政課までご連絡くださるようお願いしております。さらに、不安な場合は、市役所を初め、空知支庁、獣医師、家畜保健衛生所または保健所までご相談されるように呼びかけているところでございます。関係する指導機関からの情報によりますと、鳥インフルエンザウイルスは感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられており、日常生活においては鳥の排せつ物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただくことで、過度に心配する必要はなく、冷静な行動をお願いいたしたいと連絡を受けているところでございますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、大きな２の（１）についてご答弁申し上げます。北海道は、地域の活性化を目的とする各種事業に対して、ハード系事業やソフト系事業の両面から総合的に地域づくりを支援していくための補助事業として、毎年度ごとに地域政策総合補助金に関する交付要綱や運用方針を定めて、希望する市町村に事業実施の調査を行い、予算の範囲内で道費補助が各支庁ごとに交付決定されております。平成２０年度は、北海道洞爺湖サミットを契機として重点政策を定めておりますが、地域政策総合補助金の本年度予算額は２８億９，０００万円で、対前年度予算と比べて５億１，０００万円の減額予算となっております。お尋ねの省エネルギー・新エネルギー促進事業は、平成１２年に制定された北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づく必要な支援策として財政上の措置を講じているものであります。省エネルギー・新エネルギー促進事業の取り扱いは、ソフト系事業に位置づけされ、市町村が補助対象者として、上限額５００万円、下限５０万円で、補助率は２分の１となっております。事業採択の内容は、１９年度までは住宅用太陽光発電システムを設置、または購入する市町村に対して間接的に助成措置がされておりましたが、２０年度からは機器設置に関する補助制度から住宅用太陽光発電システムを設置されている方々にモニタリング調査や自然エネルギーの利活用に関するセミナー開催、パンフレット作成などの啓蒙普及を行う市町村に助成する制度に改正され、単に太陽光発電システムの設置には助成措置されないこととなったところでございます。

次に、（２）についてご答弁申し上げます。道内の自治体では、１１の自治体において住宅用太陽光発電システム設置に対しての支援事業が実施されております。道内の事例として、空知管内と管外の主な代表例を申し上げますと、早くから取り組まれている自治体としては北見市が平成１４年度から開始しております。１４年度から１９年度までは、北海道の地域政策総合補助制度により２分１の助成を受けて、発電量１キロワットル当たり４万円、上限１２万円の助成制度が実施され、昨年は５０戸、１８年度は５３戸で、事業開始以来約６００戸の実績ですが、２０年度からは機器設置だけでは北海道の助成措置が受けられなくなり、本年度からは市単独事業として一般財源の予算内容となっておりました。次に、空知支庁管内で採択された事例を申し上げますと、長沼町が住宅用太陽光発電システムモニター補助事業として、環境の保全及び地球温暖化の防止に資するため、居住する住宅や購入する新築住宅に住宅用太陽光発電システムを設置した場合、その利用状況、発電量を報告することを条件に、太陽電池の最大出力値１キロワットル当たり６万円、上限１８万円を補助する事業を平成１７年度から１９年度までの３カ年実施し、計３０戸の実績でありましたが、２０年度からは地域政策総合補助金の制度改正により、単に機器設置は認められなくなったことから、新たに国の地域住宅交付金制度の提案事業として４５％の交付金措置を受けて、本年度は１０戸の計画で、引き続き継続するとの内容でございます。他の網走市や名寄市なども、同じく制度改正により２０年度からは単独の一般財源の予算措置とのことでございます。

次に、新築住宅太陽光発電システム設置の工事費でございますが、住宅の屋根材や傾斜、形状、面積により異なりますが、３年ほど前は１キロワットル当たり６５万円から７０万円の工事費でしたが、現在は約５５万円程度と下がってきております。一般住宅では、約４キロワットから５キロワットの発電容量ですので、約２５０万ほどの工事価格と推定されます。

次に、（３）についてご答弁申し上げます。現在地球温暖化による環境の変化は、私たちを取り巻く最も深刻な問題となっており、その要因の一つが石油などの化石燃料消費による二酸化炭素の排出であり、化石燃料への依存が高い日本では二酸化炭素削減が大きな課題となっております。その対策として着目されているのが自然エネルギーの導入であり、太陽エネルギーを活用し、一般住宅の屋根などに設置した太陽電池で暮らしに必要な電気を生み出す住宅用太陽光発電システムは、有害物質を排出しないクリーンなエネルギーの利用方法として着目されている分野であると認識しております。

お尋ねの北海道の補助メニューである地域政策総合補助金の活用による太陽光発電システム補助金制度の創設につきましては、本年度に制度改正が行われ、既に実施されている道内市町村におかれましても当該補助金が利用できない状況で、国または道の他の補助金交付を受けているものや補助対象とされているものは補助対象外とされているなど課題もありますが、この７月に開催される北海道洞爺湖サミットにおきましても地球温暖化などの環境問題が主要テーマとなるなど、環境問題は重要な課題であります。今後北海道の補助メニューの活用も含め、省エネルギー、新エネルギーの促進について研究をしていきたいと考えているところでありますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長　北谷文夫君　市民部長。

○市民部長　井上克也君　（登壇）　大きな３、学童保育事業についての（１）から（３）についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）の市内の学童保育所の入所状況でありますが、本年６月１日現在の入所状況について申し上げます。中央学童保育所が通年２４名、短期５名、計２９名、南学童保育所が通年４０名、短期１８名、計５８名、空知太学童保育所が通年２３名、短期２０名、計４３名、北光学童保育所が通年２４名、短期１０名、計３４名であり、４学童保育所の合計では通年１１１名、短期５３名、計１６４名となっております。

次に、（２）の学童保育所を設置以来単年度ごとの入所状況と利用希望ニーズの推移についてご答弁申し上げます。単年度ごとの入所状況について、通年、短期合計の平均登録児童数で申し上げますと、中央学童保育所は、平成１６年度、２４名、平成１７年度、５０名、平成１８年度、２５名、平成１９年度、２８名であります。南学童保育所は、平成１８年度、４７名、平成１９年度、５６名であります。空知太学童保育所は、平成１６年度、２３名、平成１７年度、３１名、平成１８年度、３０名、平成１９年度、３４名であります。北光学童保育所は、平成１８年度、２３名、平成１９年度、２６名であります。合計では、平成１６年度、４７名、平成１７年度、８１名、平成１８年度、１２５名、平成１９年度、１４４名となっております。次に、利用ニーズの推移と分析につきましては、子育て支援の充実を目的に平成１６年度に学童保育所を開設したところでありますが、利用者数も年々増加しており、核家族化の進行、共働き家庭や女性の社会進出の増加、母子、父子家庭への保育支援など、子育て支援に対する期待が年々高まっているものと考えております。

最後に、（３）、利用者にとってよりよい施設にするため、意見、要望の意向調査アンケートを実施する考えについてご答弁申し上げます。学童保育所に対する保護者の方々のご意見、ご要望につきましては、保護者会を開催し、なごやかな雰囲気の中で保護者と指導員が運営について自由に話し合える場を設定したり、毎月発行しているお便りにはいつでもご意見等をお寄せいただきたく、記事を掲載しております。また、毎月開催している指導員会議においては、運営の改善に向けての問題や課題を協議するなど、利用者にとってよりよい施設となるよう取り組みを進めております。このようなことから、現段階では意向調査アンケートを実施する考えは持っておりませんが、今後保護者の方々からご意見等を聞く必要が生じた場合あるいは保護者会等からアンケートの要請等があった場合には、検討の上実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長　北谷文夫君　一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員　それでは、２回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、鳥インフルエンザの関係でありますけれども、これに関しましては本年４月、道内で２カ所から発見された。そんなようなことから、砂川市としてもこの飛来地となっていることから、チラシをつくったり、またホームページ等々で周知しているということで、非常にいいことだなというふうに思っているのです。やはり直接鳥に触れなければ、なかなか感染の危険性も少ないのかな。ただ、鳥を、そういう鳥を見た段階で、すぐにおっかないとか、そういうふうな話になっても困りますので、やはり市の対応というのは適時適切に行われたものだなと私は思っております。これにつきましても、ちょこちょこと、鳥インフルエンザというのも時期的なものもあるのでしょうが、また来年もこういったような問題も出てくるかもしれませんので、引き続きまして来年度以降もそういった啓発活動等々をお願いしたいものだなということ、取り組みを期待するという形で終わらせていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、太陽光発電の関係であります。これにつきましては、道の補助金である地域政策総合補助金、これが対象外となってきたというようなことでお伺いしました。そういった答弁だったのではないかなというふうに思うのですが、実はこれ平成１４年度にこういった北海道が３年間の時限立法でこの太陽光発電、または風力発電、これらに関する補助金制度というものを創設したやにお聞きしておりまして、それがどんどん発展してきまして、地域政策総合補助金という形で、昨年までは、ソフト系の事業には変わりなかったのですけれども、対象事業、大きくは区分というのがあって、それのさらに小さいくくりとしまして対象事業ということになっていまして、支庁長が特に必要と認める事業という中に省エネルギー・新エネルギーということで入っていたのですが、本年度、２０年度からはその区分の中に具体化されてきたということであるのです。

あくまでもこれは、ソフト系の事業でありまして、先ほどご紹介いただきましたように、長沼町のお話をされておりました。空知支庁管轄では、実は長沼町だけしかこれ実施していないです。これは、空知支庁に確認をとっております。今回の主な省エネルギー・新エネルギー促進事業の中身とは何ぞやという話になると、やはり先ほどご答弁ありましたように新エネルギー、省エネルギーに対するセミナーの研修会だとか、そういったソフト的なものに使うようにということだったのでありますが、実はきょうがその最終日といいますか、取りまとめの期限になっているのですが、平成２０年度地域政策総合補助金に係る支庁要望等について（照会）というものが５月２６日付で照会されております。これは、地域振興部地域政策課ということで、空知支庁の早川さんという方が担当になって送られてきたものでありまして、この提出期限というのがきょうになっています、６月１０日になっております。実は、この５月２６日以前に、私この早川さんという人と、空知支庁の担当の方ですが、１時間くらい長話してしまったのです。こういった省エネルギー、新エネルギーに関する補助メニューというのは、要は平成１４年度から行われていた時限立法の関係もありまして、何か補助メニューがないのかということでお伺いしていたのですが、先ほどご答弁にありましたように、１９年度と２０年度とは大きくがらっと変わったということを言っておりました。私がお聞きしましたところ、この新エネルギー、省エネルギーの促進事業の中で太陽光発電システム、太陽電池モジュールを屋根に設置して、その他もろもろの機器を使って１００ボルトにして、家庭で使うということに対して、その設置に対する補助金というのは率直に言ってなくなったのかいと、なくなったのでしょうかということを聞いたのですが、いやいや、考え方としては残っているのだということで言っておりました。ただ、それには、ソフト系の事業で先ほど言いましたセミナーだとか、そういうやつが重きに置かれるものですから、その限りではないということで、いろいろこれを相談すればいろいろなものとかけ合わせた中で、それが必要だということであれば、そういうことも認められるのではないかというようなことも言っておられましたので、今としては道の補助メニューを利用して実施できないかという問いにつきましては、いわゆる道の補助金として地域政策総合補助金が使えなくなったので、できないけれども、ただ洞爺湖サミットの関係があって、地球環境保全、またエコ、こういった考え方があって、重要な課題なので、研究していきたいというようなご答弁をいただきましたので、これは今すぐにできることだとは私思っておりません。

先ほどのご答弁の中でも、これを設置するに当たっては、おおよそ、屋根の傾斜ですとかその発電量によっては違ってくるのだけれども、おおむね２５０万円ぐらいかかるのではないかというようなご答弁をいただきましたが、全くそのとおりなのです。これは、私の先ほどの長沼の資料なのですが、長沼町のこのモニタリングでは、３．６７キロワットとか、発電量ですね、３．３キロとか３．２１キロとかという形であるのですが、やっぱり高いのです。２３６万９，０００円から、大体その辺なので、先ほど言っておられました２５０万というのが大体当たっているのかなというふうに思うのですけれども、これを設置すると年間にしまして大体８万円から１１万円の電力が削減できるということになっておりまして、これには、雑駁に私８万円から１０万円、１１万円と言いましたけれども、これについては基本料金だとか燃料費の調整額だとか、そういうのが入っていないので、恐らくは５万円から９万円程度かなというふうに思っているのです。

いずれにいたしましても、設置費が２５０万円かかる。一定程度、長沼のこのモニターでいいますと一定程度電力会社にも売電しているようです。それを差し引きますと、例えば仮に１２万円、今までは、このシステム導入前はかかっていたのだけれども、システムを導入することによって売電の利益といいますか、そういったものがあって、差し引いても１１万、１０万から１１万程度が浮いてくるという計算なのですが、これ結構、償還のことを考えると、必ずと言っていいほどだと思うのですが、利益にはならないのです。２５０万で設置しても、それの返済に当たっては結構な長い期間、２０年とか２５年とかかかってくるやに聞いておりますし、これはやっぱり地球環境を守るという、そういった観点から考えていかなければ、なかなか実現というか、実施できないと思うのです。損得勘定や営利目的では、これは設置できないと思うのです。そういう目的に目を向けてしまうと、これはやる人一人もいないのです。ですから、今のこういった地球環境をなぜ守っていかなければならないかということも市民の皆さんにわかっていただくような、こういったセミナー等々もやっていきながらこういったものを研究していかなければならないのかなというふうに思っているのです。

ちょっと余談になりますけれども、皆さん「風の谷のナウシカ」ってご存じですよね、おそらく聞いたことある。宮崎駿のアニメなのですが、高度、いわゆる文明が崩壊してから１，０００年後の物語でありまして、人間がつくってきたそういった有害物質等々が地球を汚染してしまってというような流れのものなのですけれども、そういったことも、子供でも理解できるようなそういった手法も交えながら、みんなで考えていきながら地球環境を守っていければなというふうに、こう思っているものですから、ぜひとも、これもう多分きょう締め切り、期限厳守とこれなっているものですから、恐らく何も返答といいますか、回答はされていないのではないかなというふうに思うものですから、ことしのものにはこれならないと思うので、ことし１年ずっと、これ洞爺湖サミットの関係もありますし、考えていただいて、研究していただきながら、来年度の何かしらの実現、セミナー等々、どうあるべきかということを考えるような、そういったセミナー、また勉強会等々も実現できればな、設置できればな、そんなふうに思っているところであります。そんなことで、どういったような形で取り組みされていこうとされているのか、再度お伺いしたいなというふうに思っております。あわせて、地球環境の保全、省エネ、新エネの関係でいきますと、市全体としてどのように考えておられるのか、太陽光発電に限ったものでなく、市民部長あたりの答弁になるのかなというふうに思っているのですけれども、そういったことをどう考えるのかお伺いしたいなというふうに思っております。

続きまして、学童保育事業の関係でありますけれども、これのるるご答弁いただきまして、年々この学童保育に対するニーズといいますか、利用者がどんどん、どんどんふえてきているという状況で、やるといいますか、実施する時期もよかったし、やはり住民が求めていることを市が実現したということについてはよかったなというふうに思っているのです。その結果として、年々ふえてきまして、平成１９年度では合わせまして１４４名ですか、ことしの場合でいきますと６月１日現在で１６４名という形で、去年から見ましても２０名ぐらいふえているのです、合わせまして。ですから、これは時代背景を物語っているものだというふうに私思っているのです。というのは、不景気にな

ってきたことに加えて、今生活していくのもままならないということで、共働きをしなければならないのはもちろんなのですが、パートに出ていた時間というのも、女性の方のそういった時間というのも延ばさざるを得ないのかな、また今まで働いていなかった方でも働かざるを得なかったのかな。その結果が去年から見ましたら２０名ふえていますし、毎年毎年どんどん、どんどんふえていっているということだと思いますので、さらにこれよい事業にしていかなければならないというふうに私思っているのですよ。

そこで、私お伺いしたのは、アンケートを実施してみてはいかがかという質問だったのですけれども、これにつきましては保護者会等々をやっており、この中で和気あいあいとしたという言い回しはしなかったと思うのですけれども、そういったような形でざっくばらんな意見交換等々ができているので、当面の間、今すぐに実施する考えはない旨のご答弁だったかな。全くやらないということではなく、その必要がある場合には実施していきたいというようなことだったのですけれども、保護者会等々のレクリエーションなのでしょうかね、交流なのでしょうかね、それを実施しているから、保護者の意向、利用者の意向、そういうものを市としては聞けるのだよと、聞いているのだよということなので、あれなのですけれども、ではここで改めてお伺いします。では、この保護者会のレクリエーションなりなんなり催し物、それに対して参加率はどうなのですかということをお聞きしたいのです。もちろん１００％の方々が、利用者が参加はしていないと思うのです。全体の何％を占めているのか、その参加率、これをお伺いしまして、２回目の質問を終わります。

以上です。

○議長　北谷文夫君　経済部長。

○経済部長　栗井久司君　まず、最初は、大きな１のほうですけれども、野鳥の取り扱いにつきましては、常に空知支庁生活環境課と連絡を密にして、安全には十分な注意を払ってまいります。もしも市民の皆様から死亡した野鳥などの通報がありましたら、担当職員が現場に出向きまして慎重に処理などを行いますので、ご安心をいただきたいと存じます。また、野鳥の取り扱いにつきましては、当分の間監視を継続していく所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな２の関係でございますけれども、平成２０年度の北海道地域政策総合補助制度につきましてはソフト系事業と位置づけされておりまして、したがって過去またはこれから新築する住宅に太陽光システム設置などをつくる方々には市がモニタリング調査の委託契約を行って、委託者から随時発電量などの利用状況報告を受けて、道に報告するということでございます。一方で、この委託事業経費相当額と同額の予算を地球温暖化防止のために、自然に優しい太陽エネルギー必要性を啓蒙普及するセミナー開催費だとか、これらを周知するパンフレット作成経費に執行しなければならないということでございます。従来から実施されていた先進的な北見市、長沼、網走市、名寄などにいろいろ担当課の方と、きょうまで提出期限だったものですから、どうされるのかお聞きしました。従来の設置補助制度が認められないのであれば、ソフト関連経費の予算措置が同額予算組むのは大変難しいということで、道補助制度につきましては本年度の予算要望を断念し、財政状況が大変厳しい中、単独費で本年度は継続していくと答えられております。ただ、長沼町だけは、国の新たな地域住宅交付金制度を活用するような形でやっていくということでございます。また、来年度からの継続の有無についても、検討していくと答えられた市町村もあったところでございます。

以上でございます。

○議長　北谷文夫君　市民部長。

○市民部長　井上克也君　太陽光発電の関係で、環境と位置づける中でどういうふうに市全体として考えるのだというご質問ですから、私のほうから若干答弁させていただきます。

私のほうも北海道の地域政策総合補助金、この関係についてもいろいろ調査なりをしております。基本的に大きな事業費かかるのですけれども、北海道も新エネ、省エネということの支援から一部ハード事業も持っております。そういう中では、２分の１で最高１億円、このような補助があります。このハードのそういった事業内容とは一体何なのですかといった場合に、市町村あるいは市町村で構成する広域、そこで実施する太陽光、風力、水力あるいは雪の関係ですけれども、雪氷あるいはバイオマス、こういった関係で大きな施設で事業を展開するのだと、そのハード事業に対してと。そこで、今度ソフト事業がありますけれども、そういった市町村あるいは広域でそういう事業を起こすとなれば、市民、そして地域の住民の方々からそういった事業の理解あるいは協力というのが必要ですねと。そうなると、その前段に北海道のほうではソフト事業ということで、それらの講演会あるいはシンポジウムあるいはそのＰＲに係る経費、そういったものも２分の１補償しましょうと、このような制度もあります。また、先ほど経済部長のほうからお話あった太陽光、野外にそういった電気設備をつけるのだと、それを市として計画的にやっていくのだと、それもソフト事業としてとらえましょうとありますけれども、いずれにしてもこの地域政策補助金でいけば、新エネ、省エネのそういった推進に向けた事業を行うための市民に対する理解、協力のためのソフト事業、そんなようなことでありますけれども、問題はご質問ありました地球環境という形で一体どうなのだということでありますから、午前中の一般質問の中にもありましたけれども、いろいろ今の時代二酸化炭素の抑制あるいはごみの減量化あるいはリサイクル、資源化、そういったものもすべて地球環境、地球を守るのだという意味では大きな問題だと思うのです。その一環として太陽光発電という、個人の家でそういったことも貢献する事業ですよというとらまえ方ですけれども、いずれにしてもこれは地球環境を守るということでいけば大きな問題ですから、これは北海道あるいは空知管内、そして市、それらいろいろ連携とる中で、市民の方々に地球環境を守るというような意識の高揚というのを目指しまして、あらゆる機会を通じて広報活動なりで周知もしていきたい。そして、場合によっては、やっぱり何か市のイベントの中で、そういった地球環境的あるいはごみも含めてなのですけれども、そういうものを何かそのイベントの中に取り入れていくことができるのかどうか、それらも検討していきたいというふうに思います。

それから、学童保育所の関係で、私ども１回目の答弁で保護者からの意見、これについては保護者とのそういった親睦の中で、あるいはお便りの中で意見を寄せていただきたいというようなことで、よりよい施設環境を目指していきますというご答弁をしましたけれども、そこで参加者、保護者会が主催する、その行事の参加者、全員ではないだろうと、何％ぐらいの参加率ですかという、ちょっと数字的なもの持ち合わせておりませんので、大変恐縮なのですけれども、砂川中央学童保育所なり、あるいは砂川南学童保育所、子供たちのそういった親しまれる行事ですから、お誕生会だとか、あるいはお別れ会、これは子供さん同士で開催するのですけれども、保護者とは年２回ほど、北光公園の中で焼き肉をやったり、あるいはコミセンを活用して行事等をして、指導員と保護者と、それから児童でもってそういうレクリエーション活動なんかをして懇親を深めていると。そのような機会を通じて、保護者の方々との会話の中から今の施設の改善に向けた意見なんかもいただいているというのが実態で、大変申しわけないのですけれども、参加率ということで、ちょっと数字ここで把握しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長　北谷文夫君　一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員　残り１０分を切ったところかなというふうに思っているのですが、鳥インフルエンザの関係についてもわかりました。

太陽光発電システムの関係にかんがみまして、いわゆる地球環境という大きなテーマの中でお伺いしたわけでありますが、あらゆるイベントだとか、事あるごとにそういったようなことをやっていきたいというようなことでありましたが、やはり非常に大事なことだと思うのです。やはり住民の皆さんの意識が高まっていかないと、何事も先には進まないのだと思うのです。当然不法投棄等々も減っていかないと思うのです。ですから、そういった波及効果、いい面の波及効果というのもあると思うのです。ごみの減量ですとかいろいろあると思うので、住民の皆さんの意識の向上、こういったようなためにぜひとも今後検討していっていただきたいな、研究していっていただきたいなという

ことを切に願うわけであります。また、太陽光発電のそのものの補助金につきましては、先ほどご紹介がありましたように、国の新たなそういった補助制度があるというようなことで、今年度につきましては長沼町がそれを利用するということでありますので、そういったことも研究していただきたいなというふうに思うもので、これも今すぐにという話にはなってこないので、ぜひとも、時間もかかることなのかもしれませんし、理解していただくという面においても時間がかかることだと思うので、これは継続した取り組みというものを節に望むものであります。

続きまして、学童保育の関係なのですけれども、私２回目のときに、子育て支援という、その根本的な考え方というのは何なのと。また、先ほど１回目で私ちょっとまくら言葉でしゃべったのですけれども、家計の状況が厳しいよ、逼迫しているよ、そういったことから平均的な家計の状況をどのように把握しているのだろうかということも聞こうかなというふうに思ってはいたのです。ただ、それらにつきましては、イベントみたいなの、お誕生会とか具体的にご答弁いただきましたけれども、その中で年２回ほど保護者に会っているというようなことだったもので、その辺は省いたわけなのですけれども、２回目新たにお伺いしましたら、参加率というのはわかりませんということだったので、それはそれでいいです。わからないことが悪いことだとは言いませんから、いいのですけれども、例えば緊張して、緊張してといいますか、自分の思っていることをうまく相手に伝えれない人というのもいると思うのです、私もそうですけど。ですから、というのは、なぜ言うかというと、学童保育に子供を預けているイコール預かっていただいているという認識の方がかなり多いのです。ですから、ちょっとの不満とかそういうのがあっても、一々意見として上げてこないというのも結構あるのです、私聞いていると。

ですから、こういった各種イベント等々でお会いしているということは、それはいいことです。悪いことだとは私思っていませんし、いいことだなといふうに逆に思っているものですけれども、ただ意向調査アンケートというのですか、意見や何かを聞くようなアンケート調査というのは、それを行っているからいいよというふうにもなってこないのではないかなというふうに思うのです。なぜならば、先ほど言ったように、みんながみんな自分の思っていることをストレートに相手に伝えれるということでもないでしょうし、また同時に、それらのことを言うと、後々から自分の立場のことを考えたりするとそれを言わないということもあるので、私はいいと思うのです。率直にどう思っていますか、何を望んでいますか、どんどんふえてきていますよね、さらにいい学童保育所にしていこうよ、これいいと思うのです。だめなのですかね。事ある、何かありましたら実施したいということなので、多分全くやらないよということではないと思うのですけれども、その辺のことを子育て支援の考え方、そして平均的なそういった学童保育所に子供さんを預けている家庭の状況、これらを踏まえた中でアンケート調査って実施できないのかなというふうに思うのです。高いと思っていますかとか、何でもいいと思うのです。学童保育に何を望みますかとか、何でもいいと思うので、それらを研究された中で、早急にとは言いません。早急にとは言いませんけれども、１回ぐらい実施してはいかがかなというふうに思います。

以上のことをお伺いいたしまして、長くなりましたけれども、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長　北谷文夫君　市民部長。

○市民部長　井上克也君　学童保育事業にかかわるアンケート調査のご意見でありますけれども、このアンケート調査というのは、やっぱり漠然と現状どうですかというような形での調査ではいけないのでないかなというふうに考えています。やはり何を目的にしたアンケートであって、その結果に基づいてどのように対応するのかと、そういう目的意識というのが明確でなければならないと思います。特にこの事業は、議員おっしゃるとおり、平成１６年度、それまでの竹の子ホームの開設から、市長もいろいろ議会のご意見等もいただいて政策的に判断をして、条例事項として、条例事項で展開している事業ですから、やはりいろんな方々のお考えもあるでしょうけれども、やはり議会に諮るものは諮る。あるいは、アンケートをする際には、そのアンケートをどういう目的で、そしてその結果いかんではどうしようとしているのか、そういったことが必要でないかなというふうに考えております。そのようなことから、これは１回目でご答弁していましたとおり、ご意見を聞く必要性が生じた場合、あるいはあくまでも保護者会等からアンケートしていただきたいのだと、そういうような強い要望があったときには、検討の上、実施を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎延会宣告

○議長　北谷文夫君　本日はこれをもって延会といたします。

延会　午後　２時５４分